

第七十二回国会 参議院内閣委員会 會議録第八号

昭和四十九年三月五日(火曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

三月一日

原 文兵衛君

堀本 宜実君

補欠選任
源田 実君

田中 茂穂君

政府委員

文部大臣

文部大臣官房審議官

文部省初等中等教育局長

文部省大学学術局長

文部省体育局長

文部省管理局長

日本ユネスコ国内委員会事務総長

文化庁長官

文化庁次長

常任委員会専門員

相原 桂次君

中村 利次君
香脱タケ子君

奥野 誠亮君

奥田 真丈君

岩間英太郎君

木田 宏君

澁谷 敬三君

安嶋 彌君

西田亀久夫君

安達 健二君

清水 成之君

岩間 道行君

岡本 恒君

山崎 昇君

寺本 広作君

岩間 道行君

岡本 恒君

山崎 昇君

寺本 広作君

岩間 道行君

岡本 恒君

山崎 昇君

寺本 広作君

岩間 道行君

岡本 恒君

山崎 昇君

寺本 広作君

岩間 道行君

岡本 恒君

山崎 昇君

寺本 広作君

岩間 道行君

岡本 恒君

山崎 昇君

寺本 広作君

岩間 道行君

出席者は左のとおり

委員長

理事

委員

今泉 正二君

片山 正英君

楠 正俊君

高橋 邦雄君

長屋 茂君

西村 尚治君

吉武 恵市君

上田 哲君

鈴木 力君

戸叶 武君

村田 秀三君

宮崎 正義君

長の任免について政府の見解をただしただけでも、これは、この任免については日本ユネスコ国内委員会の会長の意見を聞くという御意思が文部省にもおありになる。なおこの問題については、私は再三申し上げましたが、与野党の対立事項でもない。ところが、若干文部大臣の御答弁と私の質問の焦点がかみ合わない面があったかと、そういう感じがいたしましたので、附帯決議の件について委員長に要求をいたしました。その後理事会の御配慮等もございまして、これはこの前も申し上げましたが、たいへん一致していただいております。そういう意味を含めて、私は再度ひとつ大臣に納得のできる明確な御答弁をいただいて、そして私の質問にケリをつけたいと思いますので、納得のできる明確な御答弁を要求をしたいと思います。

まして大学が三百三十九校、短大が四百九十五校ですか、合計で八百三十四校という状態だと私は思うんですが、この状態から見えていきますと、私学がだんだんだんだんふえて、自己増殖といえますか、そういうような形で国立大学と私立大学との比率がどんどんかけ離れてきているような状態なんではないかと、こういうことについてどうなふうに文部大臣は考えておられるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 前回の本委員会におきまして中村委員等からお尋ねがございました。その際お答えをさせていただきました。しかし、なおそのことを明確にさせていただきます。重ねて、いまの御意見に従いましてお答えをさせていただきます。

○国務大臣(奥野誠亮君) お話のように、かつて国立大学、公立大学と私立大学との分担が、国立が三割、私立が七割程度でございました。それがいまは私立のほうが八三%、学生数で見ますと占めるようになっていくわけでございます。そのことがひいては大学が大都市に集中するという傾向をもたらしてまいりましたように思います。やはりそれぞれの地域に大学があることが、それぞれの地域の大学への進学率を容易にしていこうということになるわけでございます。現状のままでございまして、たとえば東京の場合には二人に一人以上の者が大学に進んでおります。青森の場合には七人に一人しか大学に進んでおりません。やはり均衡のある大学の配置を考えていくと、そういうことになりまして、やっぱり積極的に国公立の大学をつくっていくかなければならない、かように考えるわけでございます。いま申し上げますような不均衡を解決していきましますために、積極的に今後は国公立の大学をつくっていくたい、こういう考えでおるわけでございます。この数年の文部省の動きから、その点につきましては御理解いただけるのじやないかと思ひます。今回もかなりな大学の設置につきまして国立学校設置法の改正を提案させていただいておりますが、今後また次にそのような努力を重ねていく決意でございます。

○宮崎正義君 御答弁によりまして、国立が一七%、私大が八三%と、こうなるわけですね。で、

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員(寺本広作君) 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中村利次君 前回の委員会では、私は学術国際局

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

現在の大学、短大の進学率全国平均で大体二八％と、こういわれておりますが、しかも學生が、新入學生が約五十万をこえているだろうということなんです、文部省の高等教育懇談会では大体六十一一年の進学率というのは四〇％をこえていくんじゃないかというふうな考え方をしておられるようでありますが、その懇談会の予想からいきますと、新入學生が大体二十二万人ふえていく勘定になつて、七十四万人には増加するだろう、こういうふうに見られていることですが、東京都ではすでにもう五〇％を占めていゝと。大臣が先ほどおっしゃつたように、都市を中心にしてというふうなお話がありますが、近畿の進学率を見ていきましても四〇％、関東も三六％に達しているとかいうふうにいわれておりますが、現在の平均的地方の、先ほどお話がありました国立大学の一校分の生徒数がまあ大体約四千人とすると、先ほど申し上げました計算からいくと、二百校分に相当する學校がなくなつちやならないだらう。そうしますと、單純に六十一年までの計算でいきますと、大体一年で二十校つくつていかなきゃならないのじやないかというふうに懇談会等でも言われておるようでございますが、先ほど大臣のおっしゃつた、青森は七人に對して一人というふうな、こういうふうな経緯から見ていきまして、それではこういうふうな一年間に二十校程度ふやさなきゃならないという状態で、日本の國家予算の上から見ていって、實際問題としてはどういうふうな――

先ほど御答弁の、一部ちよつと触れたようでございますけれども、不十分だと思いますので私はお伺いするんですが、この計画をもつと明確にしていかなきゃならないということと、それと進学率のことをどんなふうに見えて、また国大と私大との分担計画といひますか、そういう計画を明確にしなきゃならない、この点につきましてどういふお考えか。これは口頭でおっしゃられなければならぬ。一年をめどにしてはどうか――懇談会では六十一年をめどにしてはどうか――

もう少し大局的に立つた日本の大学づくりという

ものをしつかり國民に知らせなまきやいけない、こういうふうには私は思うわけですがね。

○國務大臣(奥野誠亮君) いま御指摘いただきましたようなことを高等教育懇談会で詰めていただいているわけでございます。進学率を四〇％にするということになりますと、国立大学並みの学校を二百校前後つくらなければそれに達しないということも御指摘のとおりでございます。ただ、それを国立大学だけじゃなしに、公立大学、私立大学、三者でそういう目標を達成しよう、同時にまた、既存の大学の定員の増加もはかつていく、そういうこともあわせてそういう目標を達成しようと、こういうことでやっているわけでございますして、その場合に、どのような國立と私立との分担が適正であるか、これもまだ結論が出ておりませんけれども、かつてのように私立を七割に引き下げるということは必ずしも当を得ないんじゃないだろうかと、あるいは七五％と二五％ぐらいだろうかあとというような議論がございますけれども、まだ結論には達していないわけでございます。同時にまた、単に大学をつくるということじゃなしに、環境に恵まれた新学園を各地域の適正な配置を考えながらつくり上げていきたいと、こういうふうな理想も持ったりしているものでございまして、そういうこともあわせながら、どういう学科目について将来どの程度の人数が必要であるかということを含めて、できればある程度の用途を早く提示できるようにしたいなと、かようなことで努力を続けていただいているところでございいます。

○政府委員(木田宏君) ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど御指摘がございましたように、今後拡大していく学生を収容する場合に、御指摘のような入り口で千人程度、四千人程度の大学ということとを考えると、現実にはどういふことになっておるかと申しますと、既存の大学がいわゆる学科の拡充とか定員の増とかという措置をとってまいるわけであ

でございます。新しい大学をつくったり学部をつくるということも行なわれるわけでございますが、で、その際には文部省のほうで設置認可の措置をとっておるわけでございますけれども、それ以外に既存大学が学生定員の増を行ったり学科の増をする、この人数がかなり大きいのでございます。そこで結果的には、従来のようなやり方ではうっておきますと、都市に集中しております大学がますます大きくなっていくことになるわけでございます。計算の上では、それを収容するために二百校分ということになりますが、現実の姿は従来の大学が少しずつ大きくなっていくという姿をとっておるわけでございます。したがって、高等教育懇談会におきましては、従来のそうした動きを勘案しながら、比較的大学の少なかった地域に積極的に大学の新增設を考える、あるいはそれを助成する、そういう配慮が必要になってくるんじゃないか。大臣が答えられましたように、全然新たな地域に思い切って新しい大学をつくるということも必要になろうと、こういう御答弁があった次第でございます。

○宮崎正義君　そうしますと、いまの御答弁を集約してみますと、まだ、将来の大学の私大とまた国大との分担計画、基礎計画というものは目下研究中であるということでございますね。

○国務大臣(奥野誠亮君)　いろんな議論を重ねていただいているところでございます。同時にまた、そういう結論が出ましても、いまの法体系のままではそれは達成できない。やっぱり私立大学の設置認可につきまして何らかの措置を加えませんかと計画を達成することが困難になるんじゃないかと思ひます。あわせて検討していくべき課題だと思ひつております。

○宮崎正義君　そこで、局長の御答弁の中にありました既存大学の増員といいますか、現在の私学の増募といいますか、水増し入学という問題につきまして、この既存の大学だけで、こういう増募だとか水増し等の入学等があるようなお話がございましてけれども、そうなんでしょうか。実際間

題として、この高等教育懇談会でも、増募や水増しの入学で大体今日までの進学率をまかなつてきてるんじゃないか、増加分はまかなつてきてるんじゃないかというようなこと等の話も出たと私は思うんですが、いまの答弁を聞いておりますと、今後も現实的には、これまでと同じように、私大の増募やあるいは水増し入学がある程度まで増加分を補つていくんだというふうにとれるんですが、それでよろしいですか。

○政府委員(木田宏君) 現在、現実にたとえば昭和四十八年度の姿でお答え申し上げますと、入学者が大学につきましては三十八万九千人、短大につきましては十五万四千人、合わせて五十四万三千という学生が昨年の四月に大学、短大に入ったわけでございます。これは私どもが大学の正規の定員として承知をいたしておりますものと比べてみますと、かなりの大きさになっておる。たとえば、大学につきましては定員が二十五万人であり、短期大学につきましては十万一千人、合わせて三十五万一千という定員に對しまして、五十四万三千という数は一・五倍入つておるということでございます。現実にこの五十四万人が大学に入学してきておるという実態は、これを考えながら次の動きを考えていく必要があると思つております。今日までのところ、定員と実員との間にこうした開きがある。これは学校種別によりまして、個別の学校によりまして非常に千差万別でございますが、この状況は、ごれからの施策の中で少しでも改善していくようにしなきゃならぬということも大きな課題でございまして、いつまでもこの現実でいいというふうに考えているわけではございません。ただ、現実には五十四万人の入学者があるということですが、将来どの程度の大きさになるかということを考えます場合のやつぱり出発点になることだけは否定できません。これが近い将来に七十万台をこえていくであろうという前提を考えながら、それに対応する措置をとり、その際に定員と実員との差というものをどのように調整して改善を加えていったらいいかということも大きな

施策の課題になってくるわけでございます。

○宮崎正義君　そうしますと、そういうふうな問題が、今日子弟を持っている親御さん方が大学入學に対する多額な入學金を払い、しかも医科関係では、齒科にしても医学にしましても、私大では相当の寄付金を払っているというところは、これはもう毎回論議をされてきております。現実に私自身も訴えられた点もございまして、大体、普通の高校の付属の点もございまして、入學金五十万円ぐらいというふうなことも現実には承知をしておりますところもあります。そういうふうな面から考えていきたいと思います。たとえば単純な話をしてみますと、千名の定員のところを三千名、私大の一流校でない学校、また一流校の場合では補欠というふうな名目で相当数が入學をしている。こういうことも私は知っておりますが、こういうふうなことで、今日の大学行政というものに国民が大きな疑惑の目を持っていらっしゃる。いま局長の答弁で、ざっと計算しても十九万二千人ですか、の者が要するに定員外ということになるわけですね。ここに問題の焦点をしばっていかねばならないと思う。したがって、これが今日の大学の行政の面であるということをしっかりと政府自身が見詰めるがらいかねばならないのですが、いまの場合どうしようもないんだというふうに私は受け取られるのですけれども、それでは済まされたいと思ふのです。

そこで、現在のこういう状態の中で大学の教育全体の質的向上をするのは、何といつても予算措置、さつき私が申し上げましたけれども、どれぐらいの国家予算を文部省は取つていかねばならないのかという御答弁がなかったのですけれども、この質的向上をするための費用というものを、当面の場合としての費用というものを考えていかなければならないと思うのですがね。こういう点について、どんなふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　私立大学の経常費助成につきましては、四十五年から五十年計画で進め

てまいりました。その五十年目が四十九年度でございまして、一応専任教員の給与の二分の一は助成しようじゃないかというところへまいったと思ひます。ほかに事務職員等の問題もあるわけでございまして、一応計画どおりに来たわけでございしますが、私たちとしては、なお十分だと、やはり少なくとも全体の人員費の半分ぐらいは助成をしたいなという気持ちを持っているわけでございまして、そういうこともございまして、私学振興のための懇談会でいまその計画を考えていただいているところでございます。

助成と同時に、やはりいまおっしゃいますような施設を伴わない定員増加などは慎んでもらいませんと教育の実があらがってまいりません。たまたまこういう助成を始めますときに、そういう場合には改めるように求めることができる規定が私立学校法の改正で行なわれたわけでございすけれども、やはりいますぐその規定を発動することはいかげんものかというふうなことで、実施時期を政令にゆだねられているわけでございす。私としては、四十九年度からこの規定を発動できるようにさせていただきたいなと、かような心組みでお話を申し上げてまいってきておるわけでございす。そうしますと、四十九年度から、経常費助成を受ける限りにおいては、定員オーバーの場合に施設が伴っていないければ改めていただけるように求めることができるように、法の根拠に基づいてなつてまいるわけでございす。

○宮崎正義君　いま規定で取り締まっていって取り締まるということばが適切かどうかわかりませんが、せんけれども、端的に言えばそういうふうになつて、四十九年度からそんなふうな考え方ができればしていききたいのだというふうな御答弁でありますが、現実の事態を見ていきますと、それは簡単にはいかないのじゃないか。むしろこの現実をどうして救つてやろうかという、どうして助成してやろうかということが主体にならないうちはいかぬと思うんです。そういう意味から、たとえてみれば、私大の平均の教員は一人当たり生徒数二十八

・三人だとかいうふう聞いております。国立は教員一人当たりの生徒数が八・七人だというふうにも聞いております。こういうふうな面からいまして、費用の問題、ちよつと大臣は触れられましたが、せんけれども、ことしの、四十九年度ですか、私学振興財団に貸し付けとしては、総額が三百八十億の予算のようでございます。四十八年度は三百三十五億でございます。経常経費のほうからいけば六百四十億、この大臣の答弁された専任教員給与費が十分の五、この私学振興財団から出すようになっております。これはそのようでございますが、この面からいまして、一校当りに今度はそれを振り当ててみますと、もうまことにごくわずかな補助にしかすぎないし、助成にしかすぎないということを私は言いたいのですがね。先ほど申し上げましたように、私大教育の質的向上をはかる、国大に近づけるためには、国大並みにはいかないけれども、まあ三分の一程度までにしていくんだという目標というものを立てられて、費用の増額等も当然考えて、予算措置等ももつと考へてやらないうけないのじゃないかというふうな思ふわけですが、

大体四十八年度の貸し付け事業のほうからいみますと、出資金が大体十億、財投が二百三十一億、自己調達金が九十四億ですか、それで三百三十五億に四十八年度はなつていようであります。これで見ると現在のピークの状態を、四十九年度はほんのわずかしこ伸びてないということ、四十八年度と比べて三十八億と云々というぐくわすかなものしかない、これでどうするのかと。さつき言いましたように二十八・三人対八・七というこの現実を見詰めていっていかどうかということなんです。どうなんでしょう。

○政府委員(安藤鶴君)　貸し付けのお話と経常費の補助のお話と両方あるわけでございす。貸し付けの額につきましては、ただいま御指摘がございまして、四十九年度は三百八十億、四十八年度は三百三十五億でございます。ただ、この貸し付け金の実行にあたりましては、私立大学の実際

の貸し付け希望をそのまま受け入れるということはいいたしてないわけでございまして、貸し付けに際しましては、単価につきましては国立学校の単価を標準にする。それから面積にいたしまして、国立大学の面積を基準にするといったような一種の査定を行つておるわけでございす。かつまた、これは貸し付け金でございますし、その財源が財投といったような国民的な原資に依存をするわけでございすので、やはり貸し付け金の回収が確実であるということが前提になるわけでございす。したがって、必要な担保等も徴しておるということでございます。そうした作業をいたしまして貸し付けのワクの決定をいたすわけでございす。最近のところは、御承知のとおり、大学生の急増期も峠を越しまして、貸し付けの総需要額というものはむしろ下向いておるような状況でございます。もつとも、最近のように単価がかなり上向いてまいりますと、事業量が減少方向にございまして金額としてはかさむということがあつたわけでございす。全体の事業量が、ただいま申し上げましたように、どちらかといひますと横ばい、ないしは下向いておるというふうなことでございまして、貸し付け金の需要に対する充足といたしましては、私もまあまあのところであらうかというふうに考へております。

それから教員一人当たりの学生数の国立との比較の問題があるわけでございまして、御指摘のように、確かに私学は国立に比べて低いわけでございすけれども、御承知のとおり、学部の種類と申しますか構成が、私立大学等と国立大学等では非常に違つてございまして、国立におきましては、御承知のとおり、理工系とか医歯系がウェイトがかなり高いわけでございす。私学におきましては人文社会系のウェイトが非常に高いというふうなことでございす。

○宮崎正義君　わかりました。その点は私わかつておりますのでね……。

○政府委員(安藤鶴君)　しからば、現状でいいかと申しますと、もちろんそうではございせんので

これは年々改善をしていかなければならぬということでございます。大臣も先ほど御答弁申し上げましたように、本年度は第一次の私学振興計画の五年次といたしまして、人件費の二分の一を補助対象にいたしましたわけでございますが、これからのあり方につきましては、私立学校振興方策懇談会というものを設けまして、五十年以降の私学振興の抜本的なあり方について現在御検討をいたしておるということでございます。御指摘のような点はその際にも十分御審議をいただきまして、私立大学の教育研究水準の向上といったことに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○宮崎正義君 貸し付けが下回っているというように点のお話もございましたけれども、あとで具体的に分校等を取り上げまして、その実態等で非常に困っているという現況を申し上げて、ただ数字の上で、観念の上で論じていけない問題等が現実にあるということとあとで申し上げますけれども、いずれにしても、いま御答弁の最中に私とめましました面は、医学、歯科なら大体経常経費の場合では九五％、理工が八〇％、それからその他が八〇％で、大体四百四十億。それから教員経費が七十億で、学生経費が五十億とか、専任職員経費が二十億、大体計算して八十億、これで二百億——六百四十億というこの内容は、私も大体そうじゃないかというふうに見ておりますが、いずれにしても、この現実の時点をどうとらえていくかということが、そこから、より私大の補正なり助成というものをしていかなければならない。また同時に、文部省自体の大学の基本計画、私大と国大との分担計画という分担率のあり方等もひっくり返るための考え方をしていかなければいけないのは当然だと思っております。

そこで、学校教育法施行令による六条に分校の規定がございます。この分校の規定についてお考えをひとつお聞かせ願いたいと思いますが、どんなからか。

○政府委員(木田宏君) いま分校という御指摘がございました。確かに——学校教育法の施行令の

六条でございますか……。

○宮崎正義君 施行令第六條。

○政府委員(木田宏君) ちょっといま御指摘になりました条文は、施行規則のほうの……。

○宮崎正義君 そう、施行規則ですよ。

○政府委員(木田宏君) 施行規則六条に、「分校の設置についての申請又は届出は、一云々」という規定がございます。今日、一般の方からごらんになりますと、私立の大学に分校というような形のものがあるという御指摘は無理からぬところでございまして、大学がいわゆる学部別にいろいろとキャンパスが分散しております。そして、たとえば慶応で見ましても、三田に本拠がありながら日吉に教養部があるといったようなキャンパスの分散ということが起こっておりますのでございまして。これはここに規定をいたしております分校の認可というように形ではなくて、それぞれのキャンパスが学部を主体にしてあり、教養部を主体にしてございまして、学部の設置認可、あるいは学部の設置認可をいたします場合の一般教育のあり方としてその際に認可をしていく、こういう取り扱いにいたしておるところでございます。

○宮崎正義君 現実について、水増しや増募の分なんか、ほとんど分校というふうな今日では追いやられていくみたいなふうには思っています。日大とかあるいは東海大学、これなんかを見ますと非常に多いわけです。これらの、何というんですかね、内容といえますか、最初に認可しましたときと今日どんなふうに変わってきているか、毎年報告書によって報告を受けているという程度で、実情はどんなふうになっているかという追跡調査が何かをおやりになったことはございませんでしょうね、どうですか。

○政府委員(木田宏君) まあ、都内で幾つかキャンパスが分かれておるといふようなところは別といたしまして、かなりその大学の中心の、いわゆる本部と申しますか、それと他のキャンパスと離れておられますところが、府県を異にして離れてお

るという点で考えてみますと、現在二十二校ほどでございます。御指摘がございました日本大学は、静岡県に教養部を持っておりますし、千葉県に生産工学部を持っております。福島県に工学部を持っております。神奈川県に農獣医学部の一部がございまして、そのように学部別にいろいろなキャンパス配置ができておるのでございまして、これらにつきましまして、その学部の設置の際、学部のキャンパス、必要な施設としてあわせて設置認可の措置をとらしていただいたものでございまして。

なお、その後の、認可をいたしましたあとの実態をどのように把握しておるかということでございますが、昨今御指摘の多い医学につきましましては、設置後毎年、完成時に至りますまでの間、設置審議会の関係者をわずらわして、その後の整備状況が設置の際の約束どおりに進んでいるかどうかというところを視察に行っておりますのでございまして、また一般の大学につきましても、これは全部を網羅的に視察するわけにはまいりませんが、サンプルをとりましてその実態の追跡をいたしておりますのでございまして。で、完成年次に達しましたあとは、一応一人前のものとして事後の処理については大学側にゆだねるという立場をとっておりますが、しかし、その完成いたしました大学に対しては、今度は設置認可という角度とは別に、視学委員の指導助言という観点から、毎年百四十校程度の視察に行つていただいておりますので、その状況の把握につとめ、必要な改善指導その他は行なっております次第でございます。

○宮崎正義君 国立の医学部については昨年度は旭川、山形、愛媛と、こういうふうになって、今年度は浜松、滋賀、宮崎ですか。あと九県残っておりますね。沖縄、山梨、福井、鳥取、島根、高知、香川、佐賀、大分ですか、大体この九県がその計画が立てられておりますね。いま御答弁になりましたように、私学の医学部については追跡調査を毎年しているというふうな御答弁なんですけれども、先ほど申し上げましたように、医学部に入るときの寄付金は一千万円以上を大体拠出しておる

ような形態でございますが、その面の追及によつて、そういう面からどんなふうになっているかということとは追跡されるだろうとは思いますが、私も文部省の学術局から出ているのを見ております。いま御答弁がありました、この日大のことをお話がありましたけれども、東海大学にしましても、専修大学にしましても——専修大学なんか、これ、北海道の分校なんか出ておりませんけれども、現実にあるんじゃないかと私は思うんですがね。時間の関係等もございまして、先を急ぐ関係で質問を縮めていきますけれども、たとえば教養部だけを当初申請しまして、現実には全学部をやっているという分校がある。当初は教養部であり、今日の時点においては全学部をやっているところがあるんです。そういうところはだいたいあるんだ、あちこちに。そうしますと、先ほど一般校、完成校については百四十校ぐらいは毎年やっていると御答弁がございましたけれども、調査に行つていくというふうな。こういう現実なんかもはつきり追及され、追跡されて承知されておりますか、どうなんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) これはかなり詳細に私も承知しておりますのでございまして。御指摘のように、大学におきましては、新たな学部をつくらなければならない場合に、現在の大学の敷地、施設が狭隘でありますために、別の都心を離れたところに新たな施設をつくり、そしてそこに将来の移転計画を明確にして、そして大学の設置認可を取りつけるというふうなケースがございまして。でございまして、教養からまず移していき、次第にそこに当初の計画どおりの学部を設置するというような実態はあるわけでございますが、それがいろんな学内の事情からなかなか計画どおりに進んでいかないというふうなことも聞いております。これらの大学につきましましては、その後、設置後の調査で、早く当初の計画どおりにキャンパスを整備するように、あるいは移転をすっきり行なつていただくようにというふうな御指導を申し上げております。今日、都心の狭隘なところに次々と新

しい学部をつけ加えるというようなこと、あるいは定員の拡大をするというようなことは困難でございますので、そうした別の地域にキャンパスを求め、そこに逐次整備をはかっていくという姿は相当多くの大学について行なわれておる。これらにつきましては、そのつど私どものほうへも御連絡をちょうだいしておりますし、また私どものほうも、その大学の将来のあり方として承知をしておるつもりでございます。

○宮崎正義君 大学名をあげてつとと言うことはやさしいんですけど、全部私調べてありますのでね。だけれども、ここで大学名を発表するまでのことはないので、大体本校と分校との経営関係などという関係性ですね、この問題なんかは御存じでしょうか。たとえば分校は分校、独立採算でやっていると、本校は本校だということな形態でやっていると、私はあると思うんです。事実、また調査も私はしております。そういう実態なんかも、やはり先ほどの、本校敷地で定員をふやすのは文部省の認可でやっていくんだとか、中心の校地の大きさに比べれば基準のしかたも考えていくんだというような御答弁も中にありますけれども、そういった本校と分校——分校は独立採算でやれ、分校のほうは、最初は教養部だけで出ていったものが、各学部ができてしまう。この教員についても、分校が全部、給料から何か一切保障していくような形で、本校は顧みないというようなところも現実にはあるんです。そこにはほとんどお金がこないんです。非常にこれは困っているんです。先ほど貸し付けも下回ってきいているというような答弁がおりますけれども、実態を知らなさ過ぎるからそういうことを言うんだと私は思うのです。全部、たとえば北海道なら北海道に、先ほどの御答弁のように、分散するというのですか、都会集中を離れてやっとなる計画であるとするれば、そういう今日の私学が進学率の増加を補っているという面から考えていきまして、そういうところに目を届かせてあげて補正なり助成するということがほんとうの行き方じゃないかと思うんです。現実の場合ですよ。大臣のほうに、四十九年度から規定どおりやっていないのはひとつ規定どおりにしていきたいんだというこのお考えもけっこうですけれども、現実の時点というものをやはりはっきりとらえていかなければいけないと思うのですがね。いま申し上げたように、経済問題と、要するに経営問題、財政問題等のことなんかも御存じですか、局長さん。

○政府委員(安藤義典君) 経営問題についてのお話でございますが、実は私学の経営状況につきましては、文部省には組織的な報告が参らないわけでございます。いまして、経常費の補助金を受けておる学校法人につきましては、これは財団法人の文部省に毎年財務諸表の報告があるということでございます。で、その財務諸表の報告は法人一本でございます。まして、本校、分校の関係、あるいは各学部の関係、あるいは付属学校の関係等は必ずしも区分されていらないわけでございます。したがって、分校だけの経営の実態というものは私どもは把握をいたしておらない実情でございます。

ただ、御指摘のような問題があるとするれば、これはやはり不適当なことだと思っておりますので、必要な助言もいたしたいと思っておりますけれども、ただ、本校、分校間で経費をどういうふうにするかとか、あるいは学部間でどういうふうな経費のやりくりをするかといったようなことは、やはり基本的に私学の自主性、自主的な判断にまかせべきことであらうと思っております。ただ、それが行き過ぎた不適当な事態が起こっているというところであれば、実情に即した指導もしてみたいというふうにも考えます。

○宮崎正義君 その答弁は私もよくわかるんですが、非常によくわかるんですが、どちらにしましても、私大は無理に無理に無理を続けてきているわけですね。進学率の増加というのに対して、国大が少なからず、一七％に八三％の率ですから、これはどうにもなりません。ところで大臣、田中総理の構想というものは、各地方に大学を分散していくというような計画の

お話があったように聞いています。それと、いま申し上げております各地方にある分校等ですね、これのかね合いといえますか、そのような点について、文部大臣としてのお考えを承っておきたいと思うのですがね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 国土の均衡ある発展を考えています場合には、やはり地域地域に文化のセンターの存在することが必要ではないだろうか、そういう意味においては、新学園を適当な地域に設けていくということが大切だと、かような判断に立っておるわけでございます。その場合に、伝統のある私学が地方にも学校をつくつてくれる。分校の形になりますか、学部設置の形になりますか、これは別にして、設けてくれることはたいへん好ましいことだと、国立ばかりじゃなしに、公立、私立が併存していくということが大切ではなからうかと、こう思っているところでございます。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、源田実君、今春曉君が委員を辞任され、その補欠として片山正英君、高橋邦雄君が選任されました。

○宮崎正義君 いま大臣の御答弁で、地方分校、まあ一流校にしても二流にしましても、地方分校という現在やっているものは、総理大臣の言う、それからまた文部大臣のおっしゃる分校ということが、今日の分校が計画の先がけをしているというふうにも私はとれるわけなんです、どうなんでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) おっしゃっているように、私立の大学が地方に学部を設けたり、分校的な設置をしておりますことが、それなりにその地方におきまして文化の発展に役買っているところがあるわけでございます。学校がいくまると、やはりその地方の進学率も高まってくるようでございます。そういう意味では、大都市ばかりに集中しませんで、地方におきましても私学の経営に伝統

ある大学が当たってくれることは好ましいと、こう申し上げることができるとは思いません。

○宮崎正義君 としますと、大体大学の基準法に沿うか沿わないかという実情というものを調査してみればわかります。それからまた、それに対して対応策はどうするかということになりますと、分校というものが、文部省としての大官のお考えのような将来性、そこに地域分散した学園都市といえますか、そういったような形で結びつけていくということになれば、なおさら私は現実の分校というものの目を開いて、実態を見詰めながら補正なり助成をしていかなきゃいけない、こう思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) そういう有力な意見もございまして、また文部省がそういう問題について予算要求をするという段階にまで進んでおりませんけれども、あるいは大都市に大学が密集している、むしろそれを移していただく場合には積極的な助成をすべきだという意見もあつたように、個別におっしゃいましたように、それじゃなしに、別個に地方に伝統ある大学が、学校設置をする、それにも助成したらいいじゃないかという意見もあるようでございます。これらの問題につきましても、引き続き考えさせていただきます。

○宮崎正義君 この間も田中総理が、北海道に研究学園都市を考えているというようなお話があったというふうに聞いておるのですが、この御構想なんかどんなものでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 全国的に適当な地域に新学園を設けたいということで、調査をさせていただいております。少なくとも北海道につきましては適当な地域に新学園を建設したい。北海道当局におきましても、どこが適当かということにつきまして、あれこれの案を持っていたらいいというふうでございますが、ぜひこれを発展させていきたい、かように考えております。

○宮崎正義君 御存じのように、北海道には駒沢大学とか専修大学、日大は名前は変わりましたが

れども、東海大学とか拓大とかいろいろ分校的なものがずいぶん進出してまいりました。これを見ますと専修大学は出ておりませんが、たしか専修大学もあるはずでございませう。これには出ておりませんが、いま大臣が御答弁くださった北海道の研究学園都市というものの構想なんかもありと思ひますが、これはあとで御調査願ひばいいと思ひますが、その振興策として、諸外国と比べてみて日本がどの程度であるかということ、そういう面からも一回見直してみたい。アメリカでは振興策を思い切つて実施するというふうな線が出ております。わが国にしても、非常に日本の人は教育熱心でございまして、こういう面から見ても、私学に対しては、私大に対しては相当な助成を思い切つてしていかんやうな、こういうふうなふうに思ふわけですがね。

もう一つ、あれですか、高等教育懇談会ですか、そのときにもお話があつて、高等教育機関学生一人当たりの教育費及び一人当たりの国民所得の国際比較というものを発表されたと思つてゐるんです。この面につきまして、私は、見たところによりまして、日本の高等教育機関学生一人当たりの教育費というものが、アメリカ、英国、西ドイツあたりから比べてみても非常に低いんです。また、一人当たりの国民所得の面からいきまして、西ドイツあたりよりもはるかに低い、アメリカよりはるかに低いことであるが、これらの各国別に見ていきましたら、わが国の高等教育に対する財力の傾け方というものが、諸外国に比してまだまだ非常に少ないということ、この点どんなふうにとらえられておりますか。先ほどの財政等では、私学に対する貸し付けもあまりなくなつたと、こういうふうなお話でありますけれども、私はいんどうもこの点からいきましては納得できないんですが、いかがでございませうか。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘がござい

したように、わが国の高等教育全体に対して資金の投入のしかたというのは、国際的に比較してみまして必ずしも高いということはいへません。昭和四十六年度の国公立の大学あるいは短大が高等教育の経費として投入いたしました金額は約八千億というふうに報告をされておりますが、それを学生一人頭で大きづつに割つてみますと、一人当たり四十万円くらいでございませう。他の諸国の一人当たり学生に投入している経費と厳密な比較はなかなかできませんけれども、フランスと大體とんとんではあるにいたしまして、他のアメリカ、イギリス、ドイツ等に比べると非常に低い。それはどこにあるかと申しますと、先ほど来御指摘がございましたように、私立大学の教官一人当たり学生数が非常に多いとか、いろいろな教育条件が十分でない、まあはっきり言へばかなり条件が悪いということからきておると思ひます。これを今後高等教育の拡大の中でどのように充実整備していけるか、これは非常に大きな問題でございまして、これからの私学助成のあり方等とも考えながら、文部省として精一ぱい力を入れていかなければならぬといふ大きな課題だと、何とか取り組むようにしたいといふふうに考えております。

○宮崎正義君 文部大臣、田中総理が大学の秩序の維持とか教員の資質向上、この二つの点が当面の教育問題としては最重要点であると、これについては中教審の諮問の系統なんかもしないで文部当局で具体案を固めるようにしたらどうかという、文部大臣にお話があつたとかいうことを漏れ聞いたんですけれども、この点どうなんでしょうか、そういうことがございしたか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 臨時大学運営措置法とのからみで総理が質問を受けて、本会議でも答弁されてゐるわけですが、現状から考えますと、あの法律の廃止のしつぱなしというわけにはいかぬだろうと、何らかの大学当局が秩序を維持していくことを助ける意味の措置が必要ではないだらうかと、こう言つていられるわけがございす。私たちがそういう総理のお考え方を体し

て、どうすることが適切なものか、なおいちろと検討を重ねてゐるところでございませう。

○宮崎正義君 私の持ち時間も参りました。まだ質問を続けていきたいと思ひますが、そういう時間的な関係もございまして、最後の要望やら、大臣の所見等を伺つて終わりにしたいと思ひますが、大體、筑波大学の二校の建設費が、土地の取得等をひくるめまして二千億ぐらひかかつたといわれております。まあかかつた一現実でございませう。まあかかつたといわれておりますが、これを先ほど私が一番最初に申し上げました、当面、これは六十一年度までに二十校にするとかいうようなことでも、その半分の十校にしたところにしても一兆円はかかつてゐるということになるわけです。十校としても一兆円です。一兆円かかることになりませう。そういうふうなことから考えていまして、大学づくりといふものは、ことばで言うことはやさしい、計画を立てることはやさしいんですが、さて、これをどうしていくかということになると、現時点から踏まえていきますと非常に問題点が一ぱいあるわけです。

そこで、日本私学振興財団法による第五条の二項でございませうか、申し上げるまでもございませうけれども、この規定にありますが、政府は追加出資して私大を助成しなからぬという規定がございませう。そういう面から考えましても、私が先ほど来から申し上げております、今日の私大が国大にかつての高等教育というものをなつてゐるということになりますれば、今日の通常経費の六百四十億とか、あるいは貸し付け事業の三百八十億でこと足りるというふうな考え方はならぬと思ひますが、こういう面から大臣の将来に対する計画といふものをより明確にしていかなからぬんじゃないかといふことを申し上げて、五カ年計画の終わりが四十九年度だと言つておられますけれども、今度はそれをどういふふうに変えていくかといふことを御答弁願つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま御指摘になりまし

た日本私学振興財団法第五条第二項の規定は、財団に対する出資金をふやしていく趣旨の規定のようであると思ひますが、毎年度十億程度ずつふやしてゐるわけがございませう。同時にまた、私学全体に対する公費助成、これも私としてもふやしていきたいと思ひます。ただ、やはり私学は、私学それぞれが財政的な責任を負うのだというたてまえ、同時にまた、私学それぞれがそれなりに建学の精神を持ち続けていくのだといふことは忘れないように私学の皆さん方にしてもらふなければならぬのじゃないだろうか。いたずらに公費助成のみを期待するような風潮になつてしまつてはならないといふ心配も持つてゐるわけがございす。両方あわせて達成されますような努力を続けていきたいと思ひます。

○山崎昇君 すでに、わが党の委員やらほかの委員から、いま提案されております機構改革についてはかなり質問があつたと聞いておりますが、少しダブるかもしれませんが、私からも二、三機構の面でお聞きをしておきたい。あわせて、この機会に文部省所管の行政について二、三承つておきたい、こう思ふのです。

第一は、なぜこのユネスコの国内委員会を内局にしなければならぬかといふことです。ずいぶん私もこれを讀ましてもらひました。それからいろいろ聞いてもおりますが、どうしても理解ができません。何か内局にすれば全体的な行政が統一をされてよくなるような説明であります。どうも私にはそれが理解できないという意味で、まず、なぜ無理して内局化するのか、その点からひとつお聞きをしたい。

○政府委員(西田龜久夫君) ユネスコ国内委員会事務局長を三年ほどやつてまいりまして、御承知のとおり、国内委員会はユネスコ活動に関する国際協力関係のものを企画し、連絡し、必要な調査を行なうといふことでございませう。過去二十数年間、国内委員会はそれなりの大きな役割りを果たしてまいつたと私も信じております。しかし近年に至りまして、日本の国際社会における立場

は単に、ユネスコの本部の事業に対して、教育、科学、文化の面からこういうようなやり方がいいとか、あるいは国内の意見を統合してそれを積極的に国際機関に意思を反映するとか、あるいは国内におけるユネスコに対する理解を深めるという一般的な活動を中心にしてまいったわけでございます。しかしながら、今後次第にユネスコが、特に国連の目的といたしまして平和の維持、開発等の目的で積極的な事業活動を推進したい、こういう段階になりますと、現在の国内委員会自体はその従来の事業遂行の任務を持っていないわけでございます。いろいろな集会を開く程度でございます。したがって、教育の面あるいは自然科学の面で、特にアジア地域等で各国間が協力をした事業を推進したい、こういう動きが次第に出てまいりました。これまでも国内委員会はそれらの仕事の必要性を考え、これを関係省庁にお願いをして実施するというように推進してまいりましたが、今回の改正によりまして、もしこれが内局化されました場合には、企画連絡においては国内委員会の基本方針に従って関係省庁に大きな支持をお願いをいたしまして、その線に即して具体的に今後は事業を遂行するという段階になりますと、文部省の内局として、行政機関の責任においてみずからそれを遂行するということが一体的に行なえるのではないかと。さらに、このようなユネスコ活動のみならず他の国際関係の各種の活動がございます。これらと合わせて調整のとれた活動を展開いたしますためには、関係部局に分散しておりますものと合体いたしました内局化されました場合に、ユネスコ活動のさらに実質的な活動が積極的に展開されるようになるのではなからうか、かように考えております。

ういう意味で、仕事が新たに加わってくるとか、あるいは事業をやらなければならぬとか、もしそういうことであるならば、この事務局を拡充して、そして文部省との関連をもっと緊密化するならするよう方式にすればいいのであって、一つの文部省の内局にしなければいけないかといううことに私はならぬのではないかと。特に私も少しいう見方をすれば、やっぱり行管のスクラップ・アンド・ビルドの方針に従って、局を一つふやしたい、そのためにはどっかつぶさなければいかぬものだから、ユネスコの事務局をぶさして、そうして事務総長が局長になって、次長が部長になって、そういう形のものにしなければならぬのではないかと。今度の機構を見ましても、一体どこにそんなに——このユネスコの事務局を内局にしたほうがいいというふうに私はどうしても理解できないのですがね。もう一ぺん、ひとつその点は明確にしてみたいと思う。

うな機能を持つというのとは適当ではないのじゃないか、それはむしろ文部省の本来の任務といういろいろ重複を来たし、あるいは競合したりして不適当ではなからうか。したがって、事務局は内局にいたしますが、片や国内委員会に対しては従来の事務局の機能を維持し、片や実施の段階では、文部省の国際関係の事業を強力に遂行できる体制をつくるということとで解決するのが妥当であろう、かような考え方をとったわけでございます。

やって、従来のユネスコの次長が国際何ですか、ユネスコ部長ですか、そういう名称に変わっていく、こういう形になっていくんじゃないんですか。ですから、どうもあなたの方の説明では私はなかなか納得できない。それからもう一つ幅広くなる、調整をするという機能にかなり重きを置くならば、当然一つの独立した事務局としてやったほうが私はむしろいいのではないかと、内局に入って縦割り行政になるよりはいいのではないかと、こうさ思ふんですがね。これは各委員からかなり質問のあった点でありますから、多くは言いませんが、どうも私は釈然といたしません。もう一ぺん、これは大臣からひとつお答えを聞いておきたいと思う。

○山崎昇君　もしそういうことなら、いままでのありましたユネスコ国内委員会の事務局を拡充すればいいのであって、内局化をしなければならぬということができないということがばくはわからぬのです。特にこのユネスコの憲章の七条との関連でいきますと、ますます私もわからなくなる。そ

○政府委員(西田亀久夫君)　最初に、御指摘のユネスコ憲章の七条からまいります関係でございますが、これはユネスコに加盟した各国が、単に政府というレベルだけではなくて、民間その他さまざまなこのユネスコの目的達成の機関の協力を得られるようにするために、広く政府以外の方々の御参加を得た国内委員会組織をつくることを要請しているわけでございます。今回の改正によりまして、国内委員会の法的な地位、機能はそのままでございます。

問題、御指摘の事務局が現在のままで拡充して、これがいま申し上げましたような意味の事業の実施の機能を持つ、これにはユネスコ関係の法律の改正が必要でございますが、そのことが妥当であるか。あるいは文部省自体が教育、科学、文化の専門的な一体的に実施する官庁として本来あるわけでございます。これまでもユネスコ活動の必要な面は文部省の関係部局と一体的にこれを遂行してまいったわけでございますので、私どもは、文部省の本来の任務と別個に、国内委員会事務局が教育、科学、文化の実施事務を担当するよ

問題、文部省の姿勢が御心配になるようなことにならなからうかという一つのことは指摘できるかもしれない。それにつきましては、国内委員会も文部省がお世話をしていくことでございしますので、その皆さん方の御期待に沿えるように事務の面におきまして積極的にやっております。また、そういう仕組みになっていくんじゃないだろうか、かように考えているわけでございます。いずれにいたしましても、御心配になりました点、そういうこ

との起こりませんように、法律成立の晩には、積極的な連絡、また事務を全面的に引き受けるんですという姿勢を全うしたいように心がけてまいりたいと思います。

○山崎昇君 これはこれ以上多くは言いませんが、文部大臣の規制の面がやっぱり私は強まっちゃいけないから、この点はかなり留意をしてやってもいいという点を最後に申し上げておきたい。

それから次にお聞きをしておきたいのは、先般外務省設置法のときにも私は外務大臣にお聞きをしました。いま私も外国旅行をしまして一番私どもに要望事項が多いのは、海外におられる方の子弟の教育というものがたいへん重要視をされてまいりました。そこで、これから申し上げるのは、政府機関の人として海外に勤務する者、あるいは民間の人が海外へ行って活動している者を含めまして、海外勤務者と私どものほうでは申し上げますが、文部省として、いま海外に行っておられる、特に義務教育の子供がどのぐらいおられるのかというのを把握しておられるのかどうか。それからそれに対して、日本人学校だとか、あるいはその他の名目でどういう教育が施されておられるのか、実態を把握しておられましたら、ひとつ説明を聞いておきたい。

○政府委員(清水成之君) ただいまお尋ねございました第一点でございますが、海外勤務者の子女で小中学校該当年齢でございますが、約一万三千三百人と、かように考えております。

これらにつきましてどういうことをやっておるか、こういうことでございますが、一つは、外務省とも連絡をとり、お互い協力し合ひまして、全日制のものとして、三十カ国に三十三校の全日制日本人学校ができております。これに対しては、外務省のほうの分担といたしましては、施設設備等の問題、それから教員派遣の派遣費の問題等を外務省が担当いたしておりますが、文化庁といたしましては、この全日制日本人学校に対しましては、この全日制日本人学校

校に対しまして児童用、教師用指導書の配付の問題、それから教科書の無償給与、これは全日制だけではございませんが、全体につきましては教科書の無償給与、それから一般教材、理科教材を、内地の基準に即しましてこれを年次計画的に充実を期していく経費を全日制学校について出しております。それから約十九カ国につきまして、全日制ではございませんで、週のうち土曜日とかあるいはウィークデーの午後とかという補習授業校が十九カ国に三十八校ございます。これにつきまして、外務省のほうで教員の謝金の補助等をやっておりますが、文化庁といたしましては、四十九年度、本年度から、ただいま御審議中の予算案につきまして、教材の整備の問題、それから巡回講師団の派遣の問題を新規にお願いをしております。でございます。なお、海外子女教育振興財団がございまして、そこで、全日制に行っていない者を対象にいたしまして通信教育授業を行なっておりますので、それに対して補助を私どものほうで実施をしております。

さらに、特に最近問題になっております、帰ってきた場合の帰国子女の問題でございます。これにつきましては、かねがね研究協力校の指定を行なっております。これは、四十九年度におきましてこれを二十二校、小中が十二、高等学校が十校、こういう予算をお願いしておりますのでございます。そのほか国立の学芸大学、特に東京学芸とそれから神戸大学の教育学部でございますが、附属学校につきまして特設学級を開設をいたしておりますが、これまた、ただいま御審議中の予算案におきまして、四十九年度新規に東京学芸大学の付属高校に特設学級を開設をしたい、かように考えておる次第でございます。

○山崎昇君 そこで、いま説明がありました、大臣にお聞きしたいのは、この海外勤務者の子弟

の教育がどうして文化庁の担当なんですか。私はこれがまずわからぬわけです。それからもう一つは、教育基本法等を見るまでもなしに、日本国内におられるが海外におられるが、義務教育については当然国の責任でやらなければならないと思うのです。そういう意味でいうならば、いまいろいろ説明がありましたが、私も、私も海外に行きまして実際に実情を調べますと、あまりにも本人負担が多過ぎる。この点については、一体大臣、どうされようというのか、まず、この二点、聞いておきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) お話のように、文化庁で従来所管をしておたわけでございますけれども、今度の機構改革にあたりましては、学術国際局で所管をいたしたということにいたしました。ましては、義務教育であります限りは、国外においても、義務教育として進めていくことの可能な地域である限り、積極的に助成の充実をはかっている。いかなきやならないものだと、こう考えているところでございます。

○山崎昇君 そうすると、重ねて聞きますが、義務教育については、国内にいうのが国外にいうのが、これは国の責任でやるということですね、国の責任で。

○国務大臣(奥野誠亮君) 外国で日本人会なり何か日本の教育を行なうということにつきましては、いろいろな形、いろいろな関係がございまして、同じような姿でみんな行なえるというわけじゃございませんけれども、行なえるところにつきましては、あとう限り、国内において国が責任を負っている程度のこととは国外についても責任を負えるようにしたいものだ、かような心組みで進ましていただきたいと思います。

○山崎昇君 私は単純に確認しておきたいのだけれども、確かに外国におられるわけですからいろいろな形態はあると思います。それは日本人学校という方式をとる場合、あるいは集まっていらない形で実質上教育する場合等々、私は形態はい

ろいろあると思うが、責任は国がとるのだと、国の責任で義務教育というものは行なうのだと、それは国内にいうのが国外にいうのが差別はないのですと、こう私はまず確認をしておきたいと思うのですが、いいですね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 国が義務教育に対して果たしている役割、これが国外におきまして、義務教育としてやれる地域につきましては同じような責任を果たしていただきたいのだと、文部省としてはそう考えております。

○山崎昇君 そこで、私も行って、私は、去年行ったのは四カ所ばかりでありますから、中南米等の事情は自分では確かめていません。しかし、去年行った、たとえばスペインにいたしても、あるいは香港にいたしても、膨大な金がかかるのですね。特に、いま学校ができて上がっている、何とかこれか運営をしようといっているのがスペインのラスパルマスという島であります。ここでも年間十五万ぐらいかかる。それから帰りに香港へ寄りましたら、香港に四百二十名ばかりの子供がおられるようですが、ここでも大体月一万一千円から一万四、五千円かかるというから、年間大体十五万から十八万ぐらいかかる。これは、とてもでないけれどもやりきれないというのが私どもに対する意見であります。したがって、そういう点については、これからどういうふうに解消していくのか、具体的なひとつ内容についてお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(清水成之君) いま御指摘をいただきましたように、これは各地域の学校によっても金額が違いますが、平均いたしまして、最低の辺が九千円、それから最高の辺がいま御指摘のような金額のことになっておるのは事実でございます。そこで、それらの点につきまして、先ほど大臣からもお話がございましたが、できるだけ義務教育の趣旨にのっとりまして、父兄負担を軽減するように努力はしてまいっておるわけでございますが、いろいろ現地の関係等のごとも

なお、海外へ派遣します先生につきましては、文部省がお世話をお願いしているわけでございます。現在公立学校から派遣いたしております先生方が二百六名ございます。この取り扱いが御指摘のようにならざるに違っておりまして、研修出張等、給与の十割を支給されております者は百五十四名でございますが、休職等によりまして給与の減額のようになつてゐる者が五十二名あるようでございまして、ぜひこれらの取り扱いが同一になるように努力を続けているわけでございまして、一年一年その差は縮まってきているわけでございますけれども、なお早急に統一的な取り扱いができますようにいたしてまいりたいと、かように考えているわけでございます。ただ、受入れ先とか、いろいろなこともございますので、一年で全部解決するといふわけにはまいりませんが、なるだけ早急に統一的な取り扱いができますように努力を続けていく決意でございます。

○政府委員(清水成之君) ただいまのあれで、大臣からお答えしたとおりでございますが、数字につきましてはお答えしたとおりでございます。

そこで、ちよつと補足をさしていただきますと
私どもといたしましては、全額支給で行つていた

だきたいというのは、これはもう念願でございます。実は四十八年度の時点を考えますと、国立学校から行っております者は別といたしまして、これはもう十割で出しております。公立から行っております者につきましては、四十七都道府県中、六県が休職措置をとられておったわけでございます。いろいろお願いをしてみましたが、なかなか全額まではいかなかった。四十九年度につきましては、六県のうち、二県が全額で出すと、全額支給と、こういうことになりまして、一部二府一県が四十九年度も休職ということで残念ながら残ったわけでございますが、御指摘いただきました線は当然のことでございますので、私どもとしては、この研修出張なりあるいは職務専念義務の免除というような、現行法でできますことでございますので、関係の教育委員会向けましてさらに要請を續けて、全額支給をしていただくように努力をしてみたいと、かように考えております。

○山崎君 これからこういう形でふえていくのは、発展途上国だとか、それからアジアでありますとか、もう進んでおる西欧先進国にふえていくという気づかいには、まあ多少ふえるかもしれないませんが、そうないと思います。しかし、いずれにしても、これから外交上むずかしいような国にならないうちに、海外勤務者がふえていく傾向にあるのではないかともしそうだとすれば、早急にやっぱりこういう先方の方の問題についてはひとつ解決してもらいたい。私は去年の十月でありますけれども行って、聞いたところが、いまあなたは二、三とこう言うけれども、やっぱりスペインの場合には職務専念義務免除、これは沖縄から行った人、大阪府から行った人は休職になっている。それからヨハネスブルグは鹿児島、山口、滋賀、岐阜、大分、こ

から行つて、先生方は同じ教室で勉強を教えるのだが、鹿児島から行つた者は休職だと、山口から行つた者は研修出張だと、滋賀県から行つた者は、これは派遣というのですが、よくわかりません。大分から行つた者は出張という。行かれた先生方が話して、何で私は休職で、こっちは職務専念義務が免除で、こっちは出張なんだろうか。そこにいる先生方の空気もあまりよくないです。正直に言ひまして。それから休職の場合には、御存じのように、帰りましたからこれは年金等、将来期間通算の問題もあります。それからその先生方が帰つてから、一体自分はその府県に戻つてどういう身分になつていくのだからということについての不安感がかなりあります。ですから、これからもこういう形の海外の子供がふえていく、そして派遣する先生がふえていくというなら、そしてそれを国の責任である程度やっていきたいというならば、当然、文部教官という名称がいいかどうかは別にいたしまして、国の身分に移しかえるか、あるいは都道府県でやるならば扱いは同一にするか、帰つてからその先生方が悩みのないようにするか、その辺のことは私は何らかの法的な体系としようものが必要じゃないかと思うのです。ただ、小中学校は各自自治体が設置責任者だから、各府県からやればいいのだという考え方だけでは済まない段階に私は来ているのじゃないかと思うのです。大臣。そういう意味で私は、この法的な整備というものについて、一体文部省はこれからどうされるのか、その点を大臣からお聞きをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 現在のところは各府県から出していただきまして、それだけの定員は文部省から当該団体に配当していく、同時に当該団体としては、外国の事情をつまびらかにすることによって、将来帰ってまいりました場合には当該団体に勤務してもらうと、そうしてある程度教育水準の向上にも役立ってもらうと、こういうふうなことになるわけでございます。そのままでいいのか、あるいはいま御指摘になります

したような方法がいいのか、やはり研究課題だろうと思います。いずれにいたしましても、処遇が二途に出ていることは適当でございませんで、とりあえずは、処遇は一つにしようじゃないかと、全額給与は負担を従来どおり行なうようにしようじゃないかと、こういうことで考えているところでございます。研究課題の点につきまして、将来ともなお考えさせていただきたいと思えます。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日 田中茂穂君、郡祐一君、中山太郎君、岩間正男君が委員を辞任され、その補欠として吉武恵市君、今泉正二君、西村尚治君、沓脱タケ子君が選任されました。

○山崎君　そこで大臣に、文部省も法的な問題については将来検討すると言うのですが、それは早急に私はやってもらいたい。それからいま文化庁次長の説明によりまして、まだ休職で行つてゐる者があります。これはその府県と早急に話し合いをしてもらひまして、やっぱり扱いは統一してもらいたい。本人の負担にならぬようにしてもらいたい。それから帰ってから年金その他に影響してくるわけでありますから、そういう点について、ひとつ回復するようにしてもらいたい。このことだけは早急にやってもらえますか、どうですか。

○政府委員(清水成之君) この一都二府一県につ
きまして、いまお話しのとおり、私も努力をさ
していただきたいと思います。

なお、おことばではございましたが、年金の世
済関係の点でございますが、恩給法時代と違いま
して、最近まあ休職の場合も期間通算がございま
すので、この点ちよつと申し上げておきたいと思
います。

○山崎昇君 それは半分しか通算しませんよ。今期間まるまるじゃありませんよ。

○政府委員（清水成之君） 退職手当の場合は半減、半分通算でございますが、退職年金制度のほうは、休職の場合全期間通算で、そして掛け金も減額前の給料が基礎になって掛け金がかかれておると、こういうように私理解しております。もし間違つておりましたら訂正させていただきます。

○山崎君 いずれにしましても、いまあなたの説明でいったって、掛け金は減額される前の給料でやられて、実際にもうのは減額されているわけでしょう。だから、いずれにいたしましても、本人はかなり悩んでいます、その点は。ですから、そういう意味でぜひひとつこの問題については早急に解決をしてもらいたい。このことだけ要望しておきたいと思います。

それから次にお聞きをしておきたいのは、栄典制度について文部大臣に一つ聞きたいんですが、文化勲章、あるいは文化功労者も含めまして、わが国の栄典関係の問題につきましては、過去、私の記憶では三回、国会に栄典法案が出ましたが、いずれも日の目を見ておりません。そこで、一般の勲章関係は、これも戦前のやつを生かして閣議決定でやっておる。文部省所管の文化勲章、あるいは文化功労者につきましては、文化勲章については勅令がそのまま施行になっている。文化功労者については、これは功労者年金法によってやっておる。片っ方は勅令でやり、片っ方は法律でやっておる。そこで、あなたにお聞きしたいんだけれども、一体この栄典制度というのは、私は法律に基づいてきちんとした体系のもとにすべきものではないか、こう思うんですが、基本的にその考え方についてあなたの見解を聞いておきたい。

○**國務大臣**(奥野誠亮君) 文化勲章は特別な栄典制度になっておるわけでございまして、やはり多少領域によりまして仕組みが違つても、それなりに特色を出せるということがあるんじゃないかと、かように考えるわけでございまして、広く學典制度とおっしゃる場合には、多少領域によつてそれぞれの仕組みがあると、こう言つてもいいん

わけてございます。それが第一点でございます。

第二点といたしましては、伝承者の養成の補助金というものでございまして、能楽、古典舞踊、歌舞伎、組踊、伊勢型紙、久留米絨、それから香

川県の菊、存清と申しますが、漆芸の研究所、それから小千谷縮・越後上布、あるいは蒔絵、沈金、能登のほうでございしますが、こういうような伝承者の補助金というものが約二千万円ほどございます。

それから公開の補助金といたしまして、これはたいしたことございませんが、七百五十万円程度でございします。それから保存団体の補助金と申しまして、これは一番大きいものは文楽協会でございますが、文楽がなかなか保存がむずかしいというので、三千五百万円ほどの補助をいたすというふうにいたしておるわけでございします。それから民俗芸能の保存ということで約五百五十万円、それから地方の無形文化財の調査をするというふうな経費がございします。

そのほか、もう一つ大きいものとしたしましては国立劇場、歌舞伎と文楽等の保存、公開をいたしておりますが、それに対する補助金が約九億円ほどでございします。そのほか能楽の振興と、将来は国立能楽堂というふうなことも考慮いたしまして、そういう能楽の振興に関する調査を行なうと、こういうのがおおむね現在文化庁で行なっておる無形文化財に対する保存育成の措置でございします。

○山崎昇君 そうすると、端的に聞きますが、通常人間国宝と、こう言いますと、六十六名の人に對しては年額四十九年度では八十五万円にしたいと、こう言う。八十五万円はどういう支出のしかたをするか。それからそのほか助成金、補助金、いろいろ言われましたけれども、それはどういう形で支出をいたして、これは本人はどういう形の使い方をされるのか。それから団体のほうには一体、いま文楽の話が出ましたけれども、団体に対しては大体総額、その団体にもよるでしょうが、どれぐらいの金額になるんですか。それはまたどういふ文部省としては支出方法をとって、その団体はまたそれをどういふ形で使われているのか、その辺さっぱりわからぬものではないか、できたらしつと説明願いたいと思います。

○政府委員(安達健二君) まず、四十九年度から七十五万円をお願いいたしておりますところの人間国宝、重要無形文化財の保持者の特別助成金でございしますが、これは趣旨をいたしましては、さらに一そう技芸を練磨していただきたい、あるいは後継者の養成に資していただきたいというふうなことで、たとえば内弟子が二、三人ぐらいはおありになるわけでございしますが、そういう後継者の養成というふうな意味にお使いをいただきたい、こういうことで、いわば金の内容をいたしましてはそういう経費でございしますけれども、これはいわゆる年金とかそういうものではないと、お使いくださというようにしてお出しいたしておるというのでございします。

それから先ほど申し上げました後継者の養成の補助金でございしますけれども、これはたとえば能でございしますと、いま囃子方のほうで非常に後継者が払底をしておるわけでございします、したがって、能楽養成会と申しましたか団体がありまして、そこで後継者の養成の事業をされると、こういうふうなものでございします。また、歌舞伎につきましても、歌舞伎保存会というふうなもの、団体にこういうふうな形で伝承の事業をしていただくというふうなことでございしますし、あるいは工芸になりますと、たとえば香川県に、高松に漆芸研究所というのがあるんですが、そこで後継者の養成の仕事に充てていただくというふうな形で、伝承者養成補助金はいわゆる養成事業に対する事業費の補助ということになるわけでございします。

それから保存団体といたしましては、一番大きいのは先ほど申し上げました文楽協会が三千二百万円でございしますが、これが一番多いと、そのほか日本工芸会、それから石州半紙、島根県でございしますか、石州半紙技術者会、本美濃紙保存会、こういうふうな団体に対しては年間補助金でございします。文楽協同につきましては年間非常に、大阪と東京を中心で興行をいたしておる

わけでございします。あるいはまた海外にも出ておるといふようなことでございまして、全体のいろいろな経費を要するわけでございします、それらの全体の経費を見まして、われわれのほうでできる限りの補助をする、文楽協会につきましてはさらに大阪の府と市と、それからNHKなども補助をして、こういうふうな状況でございします。

○山崎昇君 いま内容を聞いたわけですが、私は文化功労者年金法にいう文化の向上発達に特に功績があった者というのとは少し違ふと思うんです、無形文化財の場合は、それにしても、何十年にわたりまして、地域であつても、個人でありまして、日本の民俗芸能であつても、一般的な文化の向上にいたしても尽くされた方だから、あなた方人間国宝に指定をしていろいろやつておると思います。そういう意味でいうならば、私はこの文化功労者年金法に匹敵するものではないだろうかと、いふふうに考えられるんです。だから、四十九年度八十五万のようであります、しかし、やつぱりこういう方々の生活というものを私ども見ると、いふこともまた必要であらうと思うんです。そういう意味でいへば、文化功労者年金法でいうと、今度二百万にするようですね、年額。それぐらひは私はやつぱりこういうじみに黙々とやっている方々には見るべきではないだろうかと。特に国が人間国宝なんという名前を使つて大切にすると、いうならば、むしろそれ以上のことを私はする必要があるんじゃないかと思うんですが、それらについて一体文部大臣はどういう見解を持たれますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私たちから考えますと、文化の発展を考へて、できる限り優遇措置を講じさせていたきたい、かように考えるわけでございします。

現在、文化功労者に続きまして、学士院会員でありますとか芸術院会員とかございまして、こういう方々にも年金を差し上げておるわけでございします。そしてまた、いま御指摘になっておりますような無形文化財の保持者に対しては助成金の

交付ということになっておるわけでございします。これは年金じゃございせん、助成金の交付というたてまえをとっているわけでございします。いま申し上げました三種類、若干金額に差があるわけでございします。将来ともできる限りこの金額の多くなりように努力をしたいと思ひます。

○山崎昇君 私は、やつぱり民衆の中から生きてきたという方々に対しては、もっと国は思い切つてすべきではないか。なお、国は重要無形文化財として指定をして、そしてそれを保存をする、あるいは後世に伝承していくというならば、それにふさわしいぐらいのことはもっとすべきではないか。私は文化功労者年金法にいう年金の受給者よりもっと大事ではないかと思うんです、考え方を変えて言へば。しかし、それがあまりにも低いということが一つ、それからもう一つ、これは補助金ですから、もちろん税金の關係も出てくると思うんですが、当然それらの助成金等についてはこれはまるまる使えるように、何か税の上では控除しているようにすけれども、もう一步の配慮があつていいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(安達健二君) まず、重要無形文化財の保存の特別助成金はいわば費用と考へておりますので、これは税金の対象外でございします。それから私が答へては恐縮ですが、文化功労者年金につきましては無税、こういうことになっております。

○山崎昇君 だから、先ほど申し上げたように、ある意味でいうならば文化功労者年金をもらつてはいる人よりもっと大事ではないか、こういう方々は、そして最近ではテレビでも新聞でも見るように、たとえば津軽三味線の方々を見たつてなかなか生活はたいへんです。そういうことを考えますと、一國の文化政策としては、こういう民衆の中で生きて、現実をそこでやっている方々に對して、まあ少し失礼だけれども、功なり名を遂げて上に率られて勲章をもらうような人よりもっと私は大事だと思ふんです。そういう意味で、

文部省は今後この重要無形文化財に指定された方等々につきましてはもう少し私に力点を置いてもらいたい、こう思うんですが、それについて大臣どうですか。決意だけ聞いておきます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 重要無形文化財の保持者に対し補助金の増額につきましては、今後とも一その努力を払ってまいりたいと思っております。

○山崎昇君 それでは次にお聞きをしておきたいのは、これは大臣にお聞きをしてもどうかと思うんですが、先般、日本放射線技師会の代表が私のところへ参りまして、昨年の十二月の二十日に日本放射線技師会の代表と文部省の藤波政務次官との対談が行なわれた。そのときに、国立大学の付属病院等に勤務する放射線技師の扱いがきわめて悪い、だからこれを直してもらいたい、こういうことで対談をやりまして、対談集を私も持つておるんですが、これを見ますと、ずいぶん政務次官は積極的な姿勢を示しているわけです。何か対談の席上から担当者に電話をして、現状がどうなっているかと、あるいは、これからそういう点は直しますとか、まあ個々については申し上げませんが、その後文部省としては、この付属病院等に勤務する放射線技師の処遇等についてどういうふうにされておるのか聞いておきます。

○政府委員(木田宏君) 御指摘のように、大学の病院におきます放射線技師あるいはエックス線技師の位置づけ、その処遇あるいはまた管理に關しましていろいろの措置につきまして若干の問題がございます。それらの点につきましては、科学技術庁の担当者等からの放射線問題については、いろいろな御指摘もございまして、私どもも四十九年度の予算でかなりの整備を人員の面でも施設の面でも進めさせていただいております。一挙にすべてを解決するということまでまいりませんけれども、大学の病院その他のところにおきまして放射線管理につきまして体制を整えていかなければならぬというつもりで、その改善に一步を進めておるところでございます。

○山崎昇君 それじゃ四十九年度、あなた方が考

えているのはどういうことを考えているんですか。それからこの重対でずいぶんいろんなことを指摘をされた。特に政務次官は、役所というところは型どおりで処理してしまう点もあるからこれはいけないんだ、積極的にやります、というところでこの対談を終えているわけですが、少し具体的な内容を説明願うと同時に、あなた方が考えております問題点というのは、それじゃ残る問題点はいつごをまでどうされるというのか、説明を願っておきたい。

○政府委員(木田宏君) たいへん恐縮ですが、私、政務次官のその中身について具体的には承知してございせんけれども、四十九年度、国立病院の放射線関係の職員につきまして、かなりの人員増を定員の上で加えた次第でございます。また、放射線関係の施設設備の整備のための金額を計上しておるのでございまして、ちよつといま手元にその資料が出てまいりませんので、至急問い合わせましてお答えをさせていただきます。

○山崎昇君 あなたは、ずいぶん四十九年度予算ではやっておりませんと言つて、聞いてみたら何にもわからないじゃないですか。

それから、なるほど定員の問題もあります、施設の問題もあります。だが、放射線技師法ができて個々の放射線技師の処遇の問題もかなりこれでは議論をされております。そういうものについては一体文部省はどうされるんですか。数字はあとでもいいですが、考え方だけ聞いておきます。

○政府委員(木田宏君) ちよつといまお尋ねを聞き漏らしましたが、たいへん恐縮でございますが……。

○山崎昇君 この対談によりまして、たとえば三年制の学校の問題でありますとか定員の問題でありますとか、具体的にいろいろあります。ありますが、かつてのエックス線技師法から放射線技師法に変わって、そうして講習を受けて、国家試験をみなとられて放射線技師になった。その放射線技師になったに伴う給与面等の改善については、この付属病院が一番悪いというんです、この指摘

によれば、それは政務次官も認めた。そうして改善をしますと、こう言っている。たとえば、やり方は、特別昇給の問題でありますとかいろいろ書いてあります。そういうことについて一体文部省はどうされるのか、それを聞いています。

○政府委員(木田宏君) 国立の付属病院につきまして、改善をはかりました。人事院等とも相談を進めていかなければなりません。文部省限りでどれだけのことがとれますか、いま私がお答え申し上げるだけの中身を持っておりませんけれども、一般的にこういう職員に對します処遇が、省によつて人事院の指示がそう違うわけではございませんから、もし同じ扱いのものについて文部省の関係だけが落ちこぼれているということでありますならば、その点についての改善はすみやかに行なう必要があるというふうに考えます。

○山崎昇君 私は、政務次官等がその職業の人の代表と会つて調子のいいことを言う、しかし、現実には何も進んでいない。あなた方は事務当局の内容をさへよくわかつていない。こんなことではやっぱりにそれに対する裏切りになつちゃうんですよ。そして最後に政務次官は、できるだけ早く期待に沿えるよう十分努力いたしますと結んでいられる。現実は何も進んでないではないですか。私の持ち時間はもうそろそろなくなつてきましたから、この問題もこの程度で打ち切りますが、やっぱり幹部のみならずその職業の代表の方々と約束したら、それをすぐ実行するぐらいのことがなければ、ますます不信感を持ちますよ。これは政務次官がやったことですから大臣に私は聞いてもしようがないと最初申し上げただけけれども、大臣、いま聞いておつて、実際事務当局は何もやってないんじゃないですか。冒頭に聞いたら、四十九年度ではずいぶんいろんなことやつたよなことを言うけれども、何もなし。一体、大臣、どうですか、こういうやり方というものは。

○政府委員(木田宏君) 先ほど予算の關係のとを申し上げましたが、たとえばアイソトープ関係

係でございます。これは放射線もちろん含めたことでございまして、アイソトープの施設等の経費は、昭和四十八年度一億三千万でございました。昭和四十九年度にはいろいろな問題点のあることを考えまして二億三千七百万というふうに一億五百万の増額を計上いたしました。そして施設の整備を行なつておるところでございます。

放射線関係の職員の定員増につきましては、いましばらくいたしましてお答えをさせていただきます。たいと思ひますが、御指摘の点等につきましては、かなり私どもも問題としての認識を持つて定員増あるいは施設の整備にとつて次第でございます。○山崎昇君 時間がないから一々中身は言ひませんが、少なくとも文部省を代表して政務次官が約束されたことについては、早急にこれが実現できますように大臣としても私は監督してもらいたい。いいですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 藤波政務次官、たいへん誠実な方でございまして、いいかげんな行動をされたわけじゃないと思ひます。それなりに責任を持つて努力してくれていると思ひます。ただ、御質問がわからなかつたものから、担当の課長が参りませんで、十分な御説明ができなかつたんじゃないだろうか、かように考えるわけでありまして、いずれにいたしましても、誠意をもって努力いたします。

○山崎昇君 では、最後に、私は国民体育大会のあり方についてお聞きをしておきたい。これはもうすでに文部省のほうも新聞で御存じのとおり、五十一年に行なわれようとする佐賀の国体については、県内の労働組合がこぞつて反対をする、これはたいへんな状態になつてきたようですね。そこで、この佐賀がいますぐどうという前に、国民体育大会そのものについて再検討すべき時期に来ているんじゃないだろうか。言うならば、この国民体育大会というのは国民体育の向上というものが目的のようでありまして、最近では各府県対抗の競技の場になつちやうていて、国民体育の向上ということについてはあまり重き

がなくなつてきているんじゃないだろうか、こういう点がいへん私は問題でないかと思うんです。ですから、この国民体育大会の当初の目的どおりやるとすれば、いまのやられておる現状というものを改正をしなければならぬじゃないかと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いまの点につきましては、文部省の体育局におきましても、また体育協会におきましてもいろいろと御検討になつておるようでございます。国民体育大会がスポーツの祭典として国民全体にスポーツを普及させる非常に大きな成果をあげてきたと思うんでございまして、反面、一部のエリート選手のための大会になつていないか、あるいは施設が公認記録などを重視して大会用に重点が置かれる、あとはほとんど使われないといったような批判もあるようでございまして。佐賀では一昨年からいま御指摘のような議論があるようでございます。私も新聞を見まして、これはやはりもっと弾力的に考えなきゃならぬ、こういう気持ちをもちまして、体育局長に、体協との間の話を早く詰めなさいよと、やはりそれぞれの県の考えに従つて施設の整備なども進められるように、しゃくし定木な規格を押しつけないように早く方針をきめて、そしてその方針を徹底させるようにしなさいよと申したところでございまして。また、体育協会の専務理事にもそんなことを申しまして、両者の間で早く決定をしてください、こう申しているところでございまして。しゃくし定木になりませんように、弾力的な運用ができますように、いま批判されておりますような点にこたえられるような努力をいたしていきたい、かように考えております。

○山崎昇君 運営を弾力的にすることだけではおさまらなき状態に私はあるんじゃないかと思うんです。それは国民体育大会そのもののあり方が問題になつてきているんじゃないだろうか。さっきも申し上げましたけれども、いまや一部の選手の何か競技場になつちやうしている。本来の目的からはずれてきているんじゃないですか。

ほんとうの国民体育の向上というなら、その県内で数多くの方が参加をして体育向上がはかられるというんじゃない。しかし、いまそうじゃないですね。あの体育大会見ますという、各県代表を送り込んで、お祭り騒ぎですね、ある意味でいうならば、そしてそれに膨大な金がかかっている。それからそれを引き受けた県はものすごく人的な動員をしなきゃならぬ。そしてつくり上げた施設はその後どういうふうになされていくのかという、ほとんど生かされていらない、もう管理運営するにきゅうきゅうとしておる。こういう状態では、これは佐賀県ではありませんが、批判が出てくるのはあたりまえだし、国民体育大会そのものを私は再検討すべき時期ではないだろうか、こう思うんです。特に天皇陛下とあるいは皇太子御夫妻がかわるがわるのように行かれるようでありましてけれども、このきょうの読売新聞見ると、思想統制につながるんじゃないかというところ、さき労働組合の中で議論されてきているという、なぜかという、天皇陛下が行つておことばがある、そしてそれが何とはなしに団体だというふうになつてくるものだから、天皇中心にした会場づくり、思想統制につながるに過ぎないという議論さえされてくるというふうな状態になつてくる。こういうことを考えるときに、行かれる天皇陛下に何も問題あるわけじゃないにしても、国民体育大会そのものは再検討されなければならぬ時期に私は来ているんじゃないだろうか、こう思います。したがって、この佐賀県でいまほとんど国民生活の場合には何にもないのに、五億も六億も地方財政に金かけてそういう競技場をつくつて何になるんだということさえ議論されている。そういう意味で、重ねて文部大臣にお聞きしますが、この国民体育大会、とりあえず、来年どこでやるのか私はよく知りませんが、そういうものを一応待たして、体育大会そのものについてひとつ検討すべきでないか、あるいは国民各層の意見を聞くべきではないか、国会でもひとつ議論すべきじゃないかと、こう思うんですが、どうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 国民体育大会の開催をめぐらましているんな議論が起つておるわけでございます。活発に御議論いただきまして改善につとめていかなきゃならぬ、こう考えるわけでありまして。基本的には、国民体育大会の果たしている役割、私は評価すべきだと思います。ただ、御指摘になりましたように、記録中心あるいはエリート選手中心、そのために施設の規模の大きいことを求めていく、あとはなかなか管理できないという弊害もございまして、同時にまた華美に流れている。これも御指摘のとおりだと私も考へておるわけでございまして。そういういろんな批判を受けて、現に日本体育協会の中で鋭意改革の検討を続けておることであります。それを私は早く実現させるようにということで、体育局長にも、また体育協会それ自体に対しまして先ごろお話をしたところでございまして。この改革を急ぐようにいたしてまいりたいと思ひます。

○鈴木力君 ちよつと関連ですが、私は基本的に、国民体育大会という、国民というところを文部省はもう一ぺんきちつとしないといけない。これはだいたいの話ですけど、私は文教委員会です。このことを言つたことがあるんですが、いまの国民体育大会は国民に参加資格を与えていないんですね。参加資格はそれぞれの競技団体に登録をした人であれば参加資格がないんです。そうして、陸上競技に出る人は陸上競技連盟に登録をして、登録料を払つた者でなければ国民体育大会には出れない。これじゃ国民体育大会という名前が合わないというところをばくはいつか指摘をしたことがある。事実上は選手となつてやる人は大体はそういう体育団体に所属しているかもしれないけれども、しかし、個人としては所属はしたくないけれども、国民体育大会に参加したいとする国民を、参加資格を奪つておつて国民体育大会というのはどうしてもおかしい。基本的にそういう面から洗ひ直して、国民体育大会とは何ぞやということをつちかひないと、私はいろんな運営だ何だ横つちよのほうだけ議論しておつても直らぬ、

そう思います、いかがでしょう。

○政府委員(森谷敏三君) 鈴木先生の御意見には、私は個人的には全く賛成でございます。

先般、文部省の強い指導をいたしまして、日本体育協会におきましても開催基準事項を一応改正いたしました。現在は各県ごとに必ずしも十分な大会が行なわれないで選手が選ばれておるわけでございまして、将来は、まず地区、市町村、それから県段階で国民体育大会にふさわしい市町村、県段階で行なわれまして、ここから全国大会に出る、そういう考え方で、昭和五十五年を目安に改定が行なわれたわけでございまして、いま先生御指摘の点はまだ未解決になっておりまして、その辺はさらに先ほどの大臣の御指摘のよう

に検討を進めたいと思ひます。

○山崎昇君 あなた、いま個人的にはということ、鈴木委員の意見に賛成された。

そこで、もう時間ありませんから、最後に確認しておきたいんですが、五十一年に佐賀でやるんですね。いま佐賀の県内ではたいへんな問題なんです。そこで大臣、私はひとつ提案するんですが、佐賀の国体は延ばしてもらひまして、やめてもらひまして、いま申し上げましたような議論を少しやつて、国民体育大会とは何ぞや、もう一ぺん原点に戻つて、その後に私はやるならやるで結構だと思ひますが、これだけいま佐賀の県内では問題になつてきて、この五十年のやつをやめるといふいろいろな事務的にあるかもしれないけれども、しかし再来年のことですから、とりあえず佐賀県の問題については延ばす考え方はありませんか。そしていま指摘されたようなことは、局長は個人的には賛成だと言ふ。それなら当然それだけ思い切つてこの国体というもののについての考え方を私は改めるべきだと思ふ。どうですか、大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) 国体の改革につきましては積極的に取り組んでいきたいと思ひます。ただ、従来からあります予定を文部省のほうから変えていくというような考え方は持つておりません。

○山崎昇君　そうすると、地元は混乱して、地元のほうからとてもじゃないけど開催はもうできないというような状態になってくると、あなたのほうで再検討いたしますね。どうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　現在はいま申し上げたとおりでございますが、われわれ今後県当局からいろいろな御相談があります場合には、御相談に応ずることにはやぶさかではありません。

○山崎昇君　そうすると、委員長、もうやめますが、やめる場合もあり得るというふうに理解をしておいていいですね。

○国務大臣(奥野誠亮君)　いずれにいたしまして、先ほど申し上げましたように、文部省側が従来の開催順序、これを変更することは現在のところはおいておきません。ただ、いろいろな意見が出ますのに、その御相談に応じないというような意思は持っておりません。

○委員長(寺本広作君)　他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決を行います。
文部省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(寺本広作君)　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(寺本広作君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時七分散会

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社国家護持に関する請願(第一二九七号)

第一二九七号 昭和四十九年二月十五日受理

靖国神社国家護持に関する請願

請願者 新潟県上越市大字島田五三九ノ一

阿部進外十五名

紹介議員 塚田十一郎君

靖国神社国家護持法を速やかに成立させたい。

理由

護国の英霊を祭る靖国神社がアメリカの占領政策によって国家から祭られず今日に至っていることはなほ遺憾である。われらは国本を固め民族の正気を振起するため靖国神社の国家護持を主張する。そして、その祭は国体の本義にのっとり創建以来の伝統に基づいて神道の形式とすべきである。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条の六の次に次の一条を加える。

(昭和四十九年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の八の仮定俸給(第一条の五第四項の規定若しくは前条第四項において準用する第一条第六項の規定により第一条の五第三項各号に掲げる金額若しくは従前の年金額をもって改定する年金額)とした年金又は前条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定の適用を受けた年金については、それぞれ同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給又は同条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつてい

る仮定俸給)に対応する別表第一の九の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間)をいう。以下この項及び第四項において同じ)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、その年金額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短期間(旧法の規定による遺族年金に相当する年金)の年数に達した年数(以下「経過年数」という)に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段

の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十九年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金
次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間(旧法の規定による退職年金に相当する年金)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上(イ)に係る年金(イ)に掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間(旧法の規定による退職年金に相当する年金)に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円
ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 十六万八千六百円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間(旧法の規定による遺族年金に相当する年金)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上(イ)に係る年金(イ)に掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間(旧法の規定による遺族年金に相当する年金)に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間(旧法の規定による遺族年金に相当する年金)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上(イ)に係る年金(イ)に掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間(旧法の規定による遺族年金に相当する年金)に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千二百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達しているもの 十六万八千二百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達しているもの 十二万六千四百円

ハ イ及びロ以外の年金 八万四千四百円

5 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。第二条第五項中「及び第二条の第六第五項」を、「第二条の第六第五項及び第二条の第七第五項」に改める。

第二条の六の次に次の一条を加える。
（昭和四十九年度における特別措置法による公務員年金等の額の改定）

第二条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の八の仮定俸給（同条第三項の規定若しくは同条第六項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額若しくは従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は同条第一項の規定及び同条第二項若しくは第六項において準用する第一条の六第二項若しくは第三項の規定の適用を受けた年金）に改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給又は同項の規定及び同条第二項若しくは第六項において準用する第一条の六第二項若しくは第三項の規定の適用を受けて改定された年金額の算定の基礎となつて別表第一の九の仮定俸給に改定したものと準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の九」と読み替へるものとする。

2 第一条の七第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となった組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達している年金に限る。第六項において同じ）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十九年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の九に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千円を加えた額）

二 殉職年金 三十六万六千六百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

4 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については四万三千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき一万二千円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

5 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 一万二千元

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万八千元

6 第一条第六項の規定は、第一項から第三項までの規定の適用を受ける年金の額の改定について、第一条の七第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）について、それぞれ準用する。

第三条の六の次に次の一条を加える。
（昭和四十九年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の七 第一条の七の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の七の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「死亡を含む。以下この条、第五条、第五条の五及び第六条」を「在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条から第七条まで」に、「第三項、第五条、第五条の五及び第六条においてを以下」に改め、同条第五項中「及び第六条第二項」を、「第六条第二項及び第七条第二項」に改める。

第四条の六の次に次の一条を加える。
（昭和四十九年度における昭和三十五年三月以前の旧法による年金の額の改定）

第四条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額（仮定新法の俸給年額とみなされた額にあつては、その額が昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号。以下「昭和四十九年法律第 号」という。）第二

条の規定による改正後の新法第四十二条第二項又は昭和四十九年法律第 号第三項の規定による改正後の施行法第二条第一項第十九号（以下昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号という。）の規定がその者の退職の日に施行されていいたならばその者の年金額の算定の基準となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として、昭和四十九年法律第百一十号及び第四条から前条までの規定を適用するものとした場合における仮定新法の俸給年額とみなされた額より少ないときは、当該仮定新法の俸給年額とみなされた額）に「一・二三八」を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該俸給年額については、二百九

十四万円)をそれぞれ第四條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額、とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一條の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、前條第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一條第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五條の五第一項中「及び次條第一項」を、「次條第一項及び第五條の七第一項」に改め、同條第三項中「次條第二項」の下に「及び第五條の七第三項」を加える。

第五條の六の次に次の一條を加える。

(昭和四十九年度における昭和四十五年三月以前の旧法による年金等の額の改定)

第五條の七 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前條第一項の規定により第五條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額(仮定新法の俸給年額とみなされた額にあつては、その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二條第二項又は施行法第二條第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として現に支給されている年金の改定の例に従い、昭和四十九年法律第一号及び第五條から前條までの規定を適用するものとした場合における仮定新法の俸給年額とみなされた額より少ないときは、当該仮定新法の俸給年額とみなされた額)に別表第六の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額のうち仮定新法

の俸給年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該俸給年額については、二百九十四万円)をそれぞれ第五條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一條の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の舊規等の年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一條第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖繩の年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第九條中「第七條」を「第九條」に改め、同條を第十一條とする。

第八條第一号中「第三條の六」を「第三條の七」に改め、同條を第十條とする。

第七條の見出し中「昭和四十八年度における」の下に「昭和四十七年三月以前」を加え、同條第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「(次條第一項において「昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金」という)を加え、同條第三項中「第七十九條の二第五項」を「第七十九條の二第六項」に改め、同條第四項中「第五十一條の五第二項」を「第五十一條の五」に「給付事由が生じた」を「退職をした者に係る」に改め、同條に次の一項を加える。

5 施行法第五十一條の五第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十七年三月三十一日以前に退職をした者に係る年金で昭和四十八年十一月一日以後給付事由が生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項から第三項までの規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第七條を第八條とし、同條の次に次の二條を加える。

(昭和四十九年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第八條の二 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給(前條第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給)その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二條第二項又は施行法第二條第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額を基礎として、前條第一項第二号の規定の例により算定するものとした場合における通算退職年金の仮定俸給の額より少ないときは、当該通算退職年金の仮定俸給に「一・一五三(政令で定める率)」を乗じて得た額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第二の二に定める率を乗じて得た額

3 新法第七十九條の二第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもってこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 前條第四項又は第五項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十一月分同項の規定の適用を受ける年金で、その給付事由が昭和四十九年十一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第九條 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給(当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給)その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二條第二項又は施行法第二條第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばそ

合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第二の二に定める率を乗じて得た額

3 新法第七十九條の二第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもってこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 前條第四項又は第五項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十一月分同項の規定の適用を受ける年金で、その給付事由が昭和四十九年十一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第九條 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給(当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給)その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二條第二項又は施行法第二條第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばそ

合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第二の二に定める率を乗じて得た額

3 新法第七十九條の二第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもってこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 前條第四項又は第五項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十一月分同項の規定の適用を受ける年金で、その給付事由が昭和四十九年十一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

の者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求めた場合におけるその俸給の額より少ないときは、当該俸給に一・一五三を乗じて得た額をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。

3 前条第四項の規定の適用を受ける年金又は施行法第五十一条の規定により支給される通算退職年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間に退職をした者に係るものについては、これらの年金のうち、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されているものにあつては同年十一月分以後、同年十一月一日以後に給付事由が生じたものにあつてはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、それぞれ前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第六条第一項中「遺族年金」の下に「(次条第一項において「昭和四十七年三月三十一日以前の年金」という。を加え、同条第二項中「遺族年金」の下に「(次条第三項において「昭和四十七年三月三十一日以前の遺族年金」という。を加え、同条第四項中「沖繩の年金」という。を加え、同条第五項において「昭和四十七年三月三十一日以前の復帰前の沖繩の年金」という。を加え、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十九年度における昭和四十五年四月以後の新法による年金の額の改定

第六条の二 昭和四十七年三月三十一日以前の年金で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額(その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日

額の算定の基準となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として、前条の規定を適用するものとした場合における仮定新法の俸給年額より少ないときは、当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に一・一五三(政令で定める者にあつては、政令で定める率を加えた率)を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百九十四万円を超え

第七条 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(次項及び第六項の規定の適用を受けるものを除く)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした額。次号において同じ)の計算の基礎となつた新法の俸給年額(その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日に行なわれていたとしたならばその者の年金たる給付の算定の基準となるべき俸給年額を求めた場合におけるその俸給年額より少ないときは、当該俸給年額)に一・一五三を乗じて得た額(その額が二百九十四万円を超える場合には、二百九十四万円)

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・一五三を乗じて得た額

別表第一の九

別表第一の八の仮定俸給	
二〇、三四〇円	二五、一八〇円
二〇、九二〇	二五、八九〇

2 前項の規定は、昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一条の七第四項及び第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十八年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、第一条の七第四項及び第五項の規定に準じて年金の額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間に給付事由が生じた復帰前の沖繩の年金及び施行法第五十一条の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、同年十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の八の次に次の一表を加える。

二一、四〇〇
二二、〇九〇
二二、五一〇
二三、二九〇
二四、四三〇
二五、六一〇
二六、七七〇
二七、九六〇
二九、一三〇
三〇、三三〇
三一、〇八〇
三一、八三〇
三二、七一〇
三三、九四〇
三五、〇一〇
三六、〇〇〇
三七、三一〇
三八、四三〇
三九、七六〇
四一、〇九〇
四二、七六〇
四三、八一〇
四五、一八〇
四六、四九〇
四九、一四〇
四九、八四〇
五一、八七〇
五四、五七〇
五七、五四〇
五九、〇六〇
六〇、五一〇
六二、五八〇
六三、八〇〇
六七、三四〇
六九、〇九〇
七〇、九三〇
七四、四六〇
七八、〇三〇
七八、九六〇

二六、四九〇
二七、三五〇
二七、八七〇
二八、八三〇
三〇、二四〇
三一、七〇〇
三三、一三〇
三四、六一〇
三六、〇七〇
三七、五五〇
三八、四八〇
三九、四一〇
四〇、四九〇
四二、〇二〇
四三、三四〇
四四、五七〇
四六、〇七〇
四七、五七〇
四九、二二〇
五〇、八八〇
五二、九三〇
五四、二三〇
五五、九三〇
五七、五六〇
六〇、八三〇
六一、七〇〇
六四、二一〇
六七、五五〇
七一、二三〇
七三、一二〇
七四、九一〇
七七、四八〇
七八、九八〇
八三、三七〇
八五、五三〇
八七、八一〇
九二、一八〇
九六、六一〇
九七、七五〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の八の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その仮定俸給の額に一・二三八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を、この表の仮定俸給とする。

八一、九一〇
八六、〇八〇
九〇、二三〇
九二、七八〇
九五、二八〇
一〇〇、三四〇
一〇五、四一〇
一〇六、四一〇
一〇六、四四〇
一一五、五三〇
一二〇、五九〇
一二五、六三〇
一二八、七九〇
一三二、一八〇
一三八、七〇〇
一四五、二九〇
一四八、六二〇
一五一、八三〇
一五八、三八〇
一六一、三六〇
一六四、九二〇
一七一、四四〇
一七八、五八〇
一八二、二五〇
一八五、七三〇
一九三、三七〇
一九二、八八〇
二〇〇、〇〇〇
二〇七、一三〇
二二〇、六四〇
二二四、二五〇

一〇一、四〇〇
一〇六、五八〇
一一一、七一〇
一一四、八七〇
一一七、九六〇
一二四、二三〇
一三〇、四九〇
一三一、七三〇
一三六、七三〇
一四三、〇二〇
一四九、二九〇
一五五、五三〇
一五九、四四〇
一六三、六四〇
一七一、七一〇
一七九、八八〇
一八三、九八〇
一八七、九六〇
一九六、〇七〇
一九九、七六〇
二〇四、一七〇
二一二、二四〇
二二一、〇八〇
二二五、六三〇
二二九、九三〇
二三四、四三〇
二三八、七九〇
二四七、六〇〇
二五六、四二〇
二六〇、七八〇
二六五、二四〇

別表第三の八の次に次の一表を加える。
別表第三の九

別表第一の九の下欄に掲げる仮定俸給	率
一五五、五三〇円以上のもの	二三・〇割
一四三、〇二〇円を超え一五五、五三〇円未満のもの	二三・八割
一三六、七三〇円を超え一四三、〇二〇円以下のもの	二四・五割
一二一、七三〇円を超え一三六、七三〇円以下のもの	二四・八割
九二、一八〇円を超え一二一、七三〇円以下のもの	二五・〇割
八七、八一〇円を超え九二、一八〇円以下のもの	二五・五割
七八、九八〇円を超え八七、八一〇円以下のもの	二六・一割
六四、二一〇円を超え七八、九八〇円以下のもの	二六・九割
六一、七〇〇円を超え六四、二一〇円以下のもの	二七・四割
五七、五六〇円を超え六一、七〇〇円以下のもの	二七・八割
五四、九三〇円を超え五七、五六〇円以下のもの	二九・〇割
五四、二三〇円を超え五四、九三〇円以下のもの	二九・三割
四七、五七〇円を超え五四、二三〇円以下のもの	二九・八割
四二、〇二〇円を超え四七、五七〇円以下のもの	三〇・二割
四〇、四九〇円を超え四二、〇二〇円以下のもの	三〇・九割
三九、四一〇円を超え四〇、四九〇円以下のもの	三一・九割
三八、四八〇円を超え三九、四一〇円以下のもの	三二・七割
三七、五五〇円を超え三八、四八〇円以下のもの	三三・〇割
三六、〇七〇円を超え三七、五五〇円以下のもの	三三・四割
三四、六一〇円を超え三六、〇七〇円以下のもの	三四・五割
三四、六一〇円以下のもの	三五・一割

別表第四の八の次に次の一表を加える。
別表第四の九

障害の等級	年	金	額
一			一、五八八、〇〇〇円
二			一、二八六、〇〇〇円
三			一、〇三二、〇〇〇円
四			七七八、〇〇〇円
五			六〇三、〇〇〇円
六			四六一、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「七七八、〇〇〇円」と、「二二二、〇〇〇円」とあるのは「九〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第五の次に次の一表を加える。
別表第六

昭和三十三年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一・二〇六
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・二〇二
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・一九七
昭和三十八年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・一九五
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・二八六
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・二八八
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・二八三
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・二七五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・二七〇
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・二六三

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部のように改正する。
第四十一条第一項中「第七十九条の二第五項」を「第七十九条の二第六項」に改め、「第七百八条第二項、第九百九条第二項」を削る。
第四十二条第二項中「三年間」を「二年間」に、「三十六」を「十二」に改める。
第七十六条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「その額が三十二万六千六百円より少ないときは、三十二万六千六百円とし」を削り、同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。
第七十六条の二 前条第二項の規定により算定した退職年金の額が次の各号に掲げる金額の合算より少ないときは、その額を退職年金の額とする。
一 二十四万円(組合員期間が二十年を超え

るときは、二十四万円にその超える年数(当該年数が十年を超るときは、十年)一年につき一万二千円を加えた金額)

二 組合員期間の年数(当該年数が四十年を超るときは、四十年)一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額

2 前条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

第七十六條の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第七十八條第四項、第八十條の二第一項、第八十條の三第一項、第八十二條の三、第八十五條第七項、第八十八條の四第二項及び第九十三條第一項において同じ。)でその後再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合に、第七十六條第一項の退職年金の額は、同条第二項又は前条の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、俸給年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(二月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月を超るときは十二月とする。)を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた俸給の額に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額

第七十八條第一項後段を削り、同条第二項中「前項後段」を「前二項」に、「第七十六條第三項第一号」を「第七十六條の三第一号」に、「これを」を「超える」に、同条第二項ただし書(俸給年額の百分の七十に相当する額とする部分に限る。)を「第七十六條第二項ただし書(第七十六條の二第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の

二項を加える。

2 前項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(その額が、第七十六條の二の規定又は同条及び第七十六條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六條第二項の規定又は同項及び第七十六條の三の規定により算定した退職年金の額)を加え、前条第一項後段及び第二項を「前条第二項及び第四項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、その改定額が、改定前の減額退職年金の額(その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第七十六條第二項の規定又は同項及び第七十六條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六條の二の規定又は同条及び第七十六條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)を基礎として算定した減額退職年金の額を加え、前条第一項後段及び第二項を「前条第二項及び第四項」に改め、同条第五項を次のように改める。

3 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(その額が、第七十六條第二項の規定又は同項及び第七十六條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六條の二の規定又は同条及び第七十六條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えて得た額より少ないときは、その額をもつて改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が三十年を超るときは、三十年)から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が四十年を超るときは、四十年)から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する金額

第七十六條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六條第二項の規定又は同項及び第七十六條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額を加え、前条第一項後段及び第二項を「前条第二項及び第四項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、その改定額が、改定前の減額退職年金の額(その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第七十六條第二項の規定又は同項及び第七十六條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六條の二の規定又は同条及び第七十六條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)を基礎として算定した減額退職年金の額を加え、前条第一項後段及び第二項を「前条第二項及び第四項」に改め、同条第五項を次のように改める。

3 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(その額が、第七十六條第二項の規定又は同項及び第七十六條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六條の二の規定又は同条及び第七十六條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えて得た額より少ないときは、その額をもつて改定額とする。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が三十年を超るときは、三十年)から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が四十年を超るときは、四十年)から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する金額

第七十九條に次の一項を加える。

6 再び退職した日において五十五才未満である者に対する減額退職年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

条第五項中「前三項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、通算退職年金の額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合においてその額がその時以後の法令の改正により改定されてくるならば、その改定された額と同一の額とする。

第八十條の二第四項中「第七十九條の二第五項」を「第七十九條の二第六項」に改める。

第八十二條第一項中「中欄」を「下欄」に、「これを」を「超える」に改め、「その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし」を削り、同条第二項中「中欄」を「下欄」に、「これを」を「超える」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の二項を加える。

第八十二條の二 前条第一項本文の規定により算定した廃疾年金の額が、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の七十五(別表第三の上欄の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項及び第八十五條第五項において同じ。)に相当する額に俸給年額の百分の十(同欄の二級に該当する者にあつては百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。)に相当する額を加えた額より少ないときは、その額を廃疾年金の額とする。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 二十四万円(組合員期間が二十年を超るときは、二十四万円にその超える年数(当該年数が十年を超るときは、十年)一年につき一万二千円を加えた金額)

二 組合員期間の年数(当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超るときは四十年とする。)一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額

年金の額が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる金額の百分の七十五に相当する額より少ないときは、その額を廃疾年金の額とする。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合
二十四万円に俸給年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額（次号及び第三号において「廃疾年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合
廃疾年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年以下である場合
組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

四 組合員期間の年数が三十年を超える場合
組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

第八十二条の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその後廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合に、前二条の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十六条の三第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

第八十三条第六項中「第七十六条第三項」を「第七十六条の三に」「前条第三項」を「前条に」「第八十八条第三項」を「第八十八条の四第二項」に、「同項」を「同条」に改める。

第八十四条第一項中「前三条」を「同条から前条まで」に改め、同条第三項中「第八十二条第三

項」を「第八十二条の三」に改める。

第八十五条第六項中「前二項」を「前三項」に、「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条の三第一号」に、「こえるを」を「超える」に改め、「もの」とし、俸給年額に相当する額とする部分に限るものとする。同項を同条第七項とし、同条第五項第二号から第四号までを次のように改め、同項を同条第六項とする。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年を超え二十年以下である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれか多い額

イ 改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十二条の二の規定又は同条及び第八十二条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十二条第二項の規定又は同項及び第八十二条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額。次号イ及び第四号イにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十二条第二項の規定又は同項及び第八十二条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十二条の三の規定又は同項及び第八十二条の二の規定又は同条及び第八十二条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十二条の二第二項第二号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る俸給年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた俸給年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれか多い額

イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合

た改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれか多い額

イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については組合員期間の年数が二十年であるものとして前号イの規定により求めた額を、二十年を超える年数についてはその超える年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十二条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る俸給年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた俸給年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれか多い額

イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合

員期間を合算した期間に基づき第八十二条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る俸給年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた俸給年額とみなしてこれらの規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

第八十五条第四項中「改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額」とし、改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十二条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る俸給年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた俸給年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

二の規定又は同条及び第八十二条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十二条第一項の規定又は同項及び第八十二条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額」に改め、同項の次次の一項を加える。

五 前三項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務による廃疾年金であるときは、その改定額が、改定前の廃疾年金の額（その額が第八十二条第一項の規定又は同項及び第八十二条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十二条の二の規定又は同条及び第八十二条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額）に、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の七十五に相当する額を加えた額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十

年）

年）

年)から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数(当該年数が二十年未満であるときは、二十年)を控除した年数一年につき、一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数(当該年数が二十年未満であるときは、二十年)を控除した年数一年につき、再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する金額第八十五条に次の一項を加える。

8 第二項から前項までの場合における改定前の廃疾年金の額は、改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とする。第八十六条に次の一項を加える。

2 公務による廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合における前項の規定の適用については、同項中「その算定」とあるのは、「改定前の廃疾年金の算定」とする。

第八十六条の二第二項中「で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているもの」を「のうち、同一の廃疾に關し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつた者に係るもの」に改める。

第八十八条第一項第一号中「これを」を「超える」に改め、同項第二号中「退職年金の額」を「退職年金。次条第二号において同じ」の額(その額が第七十六条の二又は第七十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六条第二項の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)に改め、同項第三号中「これを」を「超える」に改め、同条第二項及び第三項

を削る。

第八十八条の次の三条を加える。

第八十八条の二 前条各号の規定により算定した遺族年金の額が、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号の規定により算定した額より少ないときは、その額を遺族年金の額とする。

一 前条第一号に掲げる場合 二十四万円に俸給年額の百分の二十に相当する額を加えた金額(以下この号、第三号及び第四号において「遺族年金基礎額」という。)組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超え三十年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十年を超える期間についてはその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加えた金額

二 前条第二号に掲げる場合 その者が受ける権利を有していた退職年金の額(その額が第七十六条第二項又は第七十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六条の二の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)の百分の五十に相当する金額

三 前条第三号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額(組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額)

四 前条第四号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

第八十八条の三 前二条の場合において、遺族年金を受ける者が次の各号に該当する場合に、これらの規定により算定した金額に、当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける者が妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいる場合 その子一人につき四千八百円(そのうち二

人までは、一人につき九千六百円)

二 当該遺族年金を受ける者が子であり、かつ、二人以上いる場合 その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)

前項各号の場合において、同項に規定する子が第九十一条各号の一に該当するに至つたときは、その子は、同項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

人までは、一人につき九千六百円)

二 当該遺族年金を受ける者が子であり、かつ、二人以上いる場合 その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)

前項各号の場合において、同項に規定する子が第九十一条各号の一に該当するに至つたときは、その子は、同項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

3 第一項第一号の場合において、同項の妻である配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、その出生した子は、同項に規定する子に該当するものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

第八十八条の四 第八十八条の規定による遺族年金の額が二十五万四千四百円に満たないときは、これを二十五万四千四百円とし、同条第一号の規定による遺族年金の額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該金額とする。

2 次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 第八十八条第一号に規定する者 前三条及び前項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条の三各号に掲げる金額を控除した金額

二 第八十八条第二号に規定する者 前三条の規定により算定した遺族年金の額(その額が二十五万四千四百円からその者に係る第七十六条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額)

三 第八十八条第三号又は第四号に規定する者 前三条及び前項の規定により算定した

遺族年金の額からその者に係る第七十六条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

第九十二条中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公務傷病によらない死亡に係る遺族年金のうち、同一の事由に關し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつた者に係るものの額は、その額が、当該公務傷病によらない死亡が公務傷病によるものであるとしたならば当該死亡について支給されるべき第八十八条第一号の規定による遺族年金の額を超えるときは、同号の規定による遺族年金の額に相当する額とする。

第九十九条第一項第二号中「かつ、毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が平準的になるように」を削り、同条第二項第三号中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に改める。

第百条第三項中「二十二万円」を「二十四万五千円」に改める。

第百二十四条の二第二項中「その後」を「当該復帰希望職員のうちその者の事情によらないで引き続き勤務すること困難とする理由により退職した者で大蔵省令で定めるもの以外の者がその後」に、「(厚生年金保険法)を」その者の遺族が厚生年金保険法に改める。

第百二十六条の五を第百二十五条の六とし、第百二十六条の四の次に次の一条を加える。

(任意継続組合員に対する短期給付等) 第百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して十日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めたる日)までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合におい

第一部 内閣委員会会議録第八号 昭和四十九年三月五日 【参議院】

4 前三項に規定するもののほか、第一項の廃疾年金を受ける権利を有する者につき第八十五条の規定を適用する場合における当該規定の技術的脱替えその他必要な事項は、政令で定める。

「第二項」と、同条第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（衛視等であつた期間が十年以上である者を除く）」と、第八十八条の二中「前条」とあるのは「附

則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた前条」と、同条第二号中「組合員期間」とあるのは「監視等であった期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の五」とあるのは「百分の二・五」二十年を超え二十五年に達するまで五期間については、百分の五」と、同条第二号中「第七十六条第二項又は第七十六条の三」とあるのは「附則第十三条の第二項又は同条第四項の規定により読み替えられた第七十六条の三」と、「第七十六条の二」とあるのは「附則第十三条の第二項」と、同条第三号中「組合員期間」とあるのは「監視等であった期間」と、第八十八条の三第一項中「前二条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた前二条」と、第八十八条の四第一項中「第八十八条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条」と、同条第二項中「前三条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた前三条」と、「第七十六条の三」とあるのは「附則第十三条の第四項の規定により読み替えられた第七十六条の三」と、「第八十八条」とあるのは「附則第十三条の七第二項の規定により読み替えられた第八十八条」として、これらの規定を適用する。

附則第十四条の二を附則第十四条の三とし、
附則第十四条の次に次の一条を加える。
(国家公務員共済組合審議会の委員の任命の特例)
第十四条の二 国家公務員共済組合審議会の委員の任命については、昭和四十九年法律第百一十一号の公布の日から起算して二年を経過する日までの間、第四百十一條第四項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者」（国家公務員共済組合審議会の委員であつた

者に限る。」として、同項の規定を適用する。
別表第三の表中最低保障額の欄を削る。
（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条・第四十一条の二」を「第四十一条―第四十一条の三」に改める。

第七條第一項第一号中「第四十五條」を「第四十六條から第四十八條まで」に、「同條に」を「法律第一百五十五号附則第四十六條から第四十八條までに」に、「同條の」を「これらの」に改め、「加えられることとされている年月數の下に」(「第十一條第四項、第二十二條第三項及び第三十一條第三項において「職務加算等の期間」という。」を加え、「同項第六号中「係る外国政府又は法人」の」の下に「(以下この号において「外国政府等」という。」を加え、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、「職員であつたもの」の下に「当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に應じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に關与していた法人その他の団体の職員(以下この号において「関与法人等の職員」という。)となるため退職し、当該関与法人等の職員として昭和二十年八月八日まで引き続き勤務し、その後他に就職することなく政令で定める期間内に職員とななり、施行日の前日まで引き続きいて職員であつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるもの」を加える。

第九条各号列記以外の部分中「第七十六条」の下に「第一項」を加え、同条第四号中「及び当該を」、「当該」に改め、「勤務していたもの」の下に「、当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職

し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後職員となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるもの」を加え、「及び第七条第一項第六号の期間」を「、第七条第一項第六号の期間その他政令で定める期間」に改める。

第十条第二項中「第七十六條」の下に「第一項」を加える。

第十一條第一項中第七十六條」の下に「第一項を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同号の規定の例により算定した金額」を「同号の規定の例により算定した金額（前項の規定の適用を受けた金者について）、同項の規定により算定した金額）」に、「こえる」を「超える」に、「又は恩給法等の一額の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十号）附則第十三条第一項」を「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十号）附則第十三条第一項又は恩給法等の一部を改正

する法律(昭和四十九年法律第 号)附則第十四条第一項に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 七十歳以上の更新組合員が退職した場合に
おいて、その者が戦務加算等の期間を有する
ときは、当該期間の年数（当該期間の年数と
組合員期間の年数とを合算した年数が四十年
を超えることとなる場合には、その超える部
分の年数に達するまでの戦務加算等の期間の
年数を除く）を第一項第一号の期間に加える
ものとする。

2 七十七歳以上の更新組合員が退職した場合に
 第十一條第一項の次に次の一項を加える。
 において、第七條第一項第一号又は第二号から
 第四号までの期間のうちに次の各号に掲げる
 期間があるときは、前項第一号の金額又は同
 項第二号及び第三号の金額の合算額は、同項
 第一号又は第二号及び第三号の規定の例によ
 り算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げ

る期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 第七條第二項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき恩給法の俸給年額の三百分の一に相当する金額

二 第七條第二項第二号から第四号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき旧法の俸給年額の三百分の一に相当する金額

第十一條に次の一項を加える。

6 新法第七十六條第一項又は第八條若しくは第九條の規定による退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が第二項各号に掲げる期間又は第四項に規定する戦務加算等の期間を有するときは、その者を第二項各号又は第四項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改正する。

第十一條の次に次の一項を加える。

第十一條の二 前條の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

一 組合員期間が二十年以下である更新組合員に対する退職年金 組合員期間が二十年

であるものとして新法七十六條の二の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に組合員期間の年数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年を超える更新組合員に対する退職年金 新法七十六條の二の規定により算定した金額

2 前項の場合において、組合員期間のうち控除期間並びに第七條第二項第五号及び第六号の期間(以下この条において「控除期間等」の期間)という者を有する者に対する退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の額から、その額を組

合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十二條各号列記以外の部分中「前條第一項」を「第十一條第一項に改め、同條第一号中「前條第一項第一号及び第二項」を「第十一條第一項第一号及び第二項から第四項まで」に改め、同

條第二号中「前條第一項第二号又は第三号」を「第十一條第一項第二号若しくは第三号又は同條第二号」に、「同項第二号及び第三号」を「同條第二項第一号及び第三号」に、「これを」を「超える」に改め、同條第三号中「前條第一項第二号」を「第十一條第一項第二号」に改め、同條

に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる者に対する前條の規定により算定した退職年金の額は、その額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した額とする。

第十三條第一項中「前二條」を「前三條」に、「これを」を「超える」に改め、同條第二項中「前二條」を「前三條」に、「前條各号」を「前條第一項各号」に改め、同條第三項中「前二條」を「前三條」に改める。

第十五條第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七條第二項第一号の期間に該当する期間が五年以上である更新組合員に対する退職年金で、第十一條の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同條又は第十二條第二項の規定により算定した退職年金の額に第七條第二項第一号の期間の年数を乗じて得た額を基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

第十六條第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同條第二号を同條第三号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二 第七條第二項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上である更新組合員に対する退職年金で、第十一條の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同條又は第十二條第二項の規定により算定した退職年金の額に第七條第二項第二号から第四号までの期間の年数を乗じて得た額を基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額(同項第五号及び第六号の期間に係るものとして政令で定める金額を除く)。

改め、同條第二項中「前條第一項又は第二項の規定により算定した退職年金の額をいう」を加え、「これを」を「超える」に、「新法第八十二條第一項及び第二項」を「同條」に改め、同條第二項中「第十一條第三項」を「第十一條第五項」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 七十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十一條の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「恩給法の俸給年額の百五十分の一」とあるのは「恩給法の俸給年額の百五十分の一と三百分の一を加えた率を乗じて得た金額」と、同項第二号中「旧法の俸給年額の九十分の一」とあるのは「旧法の俸給年額の九十分の一と三百分の一を加えた率を乗じて得た金額」と、同項第三号中「旧法の俸給年額の百八十分の一・一」とあるのは「旧法の俸給年額に百八十分の一・一と三百分の一を加えた率を乗じて得た金額」とする。

3 七十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者が戦務加算等の期間を有するときは、当該期間の年数(当該期間の年数と組合員期間の年数とを合算した年数が四十年を超えることとなる場合には、その超える部

分の年数に達するまでの戦務加算等の期間の年数を除く)を第一項第一号の期間に加えるものとする。第二十二條に次の一項を加える。

5 第十一條第六項の規定は、新法第八十一條の規定による廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「第二項各号」とあるのは「第二十二條第二項の規定により読み替えて適用される同條第一項各号」と、「第四項」とあるのは「同條第三項」と読み替えるものとする。

第二十三條第一項中「第十二條各号」を「第十二條第一項各号」に、「第八十二條第一項又は第二項」を「第八十二條、新法第八十二條の二」に改める。

第二十四條を次のように改める。

(公務による廃疾年金の特例)
第二十四條 新法第八十二條から第八十二條の三まで及び前二條の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表に定める金額(第十二條第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第八十五條第八項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額とし、改定前の廃疾年金の額について国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第二十四條前段の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする」とする。

第二十五條第一項中「第八十二條」の下に「から第八十二條の三まで」を加える。

第二十六條第二項中「第六項」を「第八項」に改める。

第二十七條から第二十九條まで中「第八十八條第一項」を「第八十八條」に改める。

改める。

第三十一条の見出しを「(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の特例)」に改め、同条中「こえる」を「超える」に、「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の場合において、遺族年金を受ける者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合には、同項の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる当該遺族年金を受ける者に係る組合員期間に応じ、当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 第七条第一項第一号の期間で二十年を超えるもののその超える期間、その年数一年につき恩給法の俸給年額の三分の一

二 第七条第一項第二号から第六号までの期間で前号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間、その年数一年につき旧法の俸給年額の三分の一

3 更新組合員に係る新法第八十八条第一号の規定による遺族年金を受ける者が七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該更新組合員が戦務加算等の期間を有していたときは、当該期間の年数(当該期間の年数と組合員期間の年数とを合算した年数が四十年を超えることとなる場合には、その超える部分の年数に達するまでの戦務加算等の期間の年数を除く)を当該遺族年金の額の計算の基礎となる組合員期間に加えるものとする。

4 前二項の場合において、これらの規定による遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

5 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者(妻である配偶者、子及び孫を除く)が七十歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が第二項各号に掲げる期間又は第三項に規定する戦務加算等の

期間を有していたときは、当該年金を受ける者を第二項各号又は第三項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。

第三十一条の二の見出しを「(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の特例)」に改め、同条中「第八十八条第一項第三号」を「第八十八条第二号又は第三号」に、「第十一号」を「第十一号第一項、第三項及び第五項並びに第十一号の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新法第八十八条の三及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の遺族年金を受ける者について準用する。

第三十二条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の遺族年金を受ける者について準用する。

第三十二条の三第一項中「第十二条各号」を「第三十二条第一項各号」に改める。

第三十三条中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に、「二十九万六千六百四十円」を「三十六万六千六百四十七円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に、「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第四十一条第二項中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第三項中「及び次条」を「次条及び第四十一条の三」に改め、「第十一号第一項」の下に「第十一号の二」を加える。

第四十一条の二第二項第二号中「第十二条第二号」を「第十二条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条の三第一号」に改め、同条第三項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第七章第四十一条の二の次に次の一項を加える。

第四十一条の三 更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第十九条の規定の適用を受け、その後再び長期組合員となつたもの

のに対する第四十一条第一項において準用する第十一号の二の規定の適用については、同条の金額は、同条の規定により算定した金額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額とする。

第四十四条第三項第一号中「第七十六条」の下に「第一項」を加える。

第四十五条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 恩給更新組合員が退職した場合において、その者が七十歳以上であり、かつ、前項第一号の期間で十二年を超える期間があるときは、同号の金額は、同号の規定の例により算定した金額にその超える期間一年につき衛視等の恩給法の俸給年額の三分の一に相当する金額を加えた金額とする。

第四十五条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十一号第四項の規定は、第一項に規定する退職年金の額を算定する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と読み替へるものとする。

第四十五条に次の一項を加える。

6 新法附則第十三条の二第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間又は第四項において準用する第十一号第四項に規定する戦務加算等の期間を有するとき、その者を第二項又は第四項において準用する第十一号第四項の規定に該当する者となし、当該退職年金の額を改定する。

第四十五条の二を次のように改める。

第四十五条の二 前条の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる恩給更新組合員に対する退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額より少ないときは、その額を前条第一項に規定する退職年金の額とする。

一 恩給更新組合員に対する第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金、新法附則第十三条の二第三項第一号の規定により算定した金額を十五で除して得た額に衛視等であつた期間の年数を乗じて得た金額

二 恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第二項の規定による退職年金、同条第三項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額

第四十五条の二の次に次の一項を加える。

(一時恩給の支給を受けた者の衛視等の退職年金の額に関する特例)

第四十五条の二の二 第四十五条第一項又は前条に規定する退職年金の額を計算する場合において、これらの規定に規定する恩給更新組合員が第十二条第一項第一号に掲げる者に該当するときは、第四十五条第一項第一号の金額は、同号及び同条第二項から第四項までの規定の例により算定した金額から、前条の金額は、同条の規定の例により算定した金額から、それぞれ第十二条第一項第一号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第四十五条の三第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第二項中「前二条」を「前三条」に、「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第三項中「前二条」を「前三条」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十五条の四中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、「同項第二号」の下に「第七条第二項第一号の期間に該当する期間が五年以上」とあるのは「第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により衛視等であつた期間に算入される期間が四年以上」と、「第十一号の二」とあるのは「第四十五条の二」と、「第十二条第二項」とあるのは「第四十五条の二の二(第四十五

より算定した金額より少ないときは、その額を前条第一項に規定する退職年金の額とする。

一 恩給更新組合員に対する第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金、新法附則第十三条の二第三項第一号の規定により算定した金額を十五で除して得た額に衛視等であつた期間の年数を乗じて得た金額

二 恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第二項の規定による退職年金、同条第三項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額

第四十五条の二の次に次の一項を加える。

(一時恩給の支給を受けた者の衛視等の退職年金の額に関する特例)

第四十五条の二の二 第四十五条第一項又は前条に規定する退職年金の額を計算する場合において、これらの規定に規定する恩給更新組合員が第十二条第一項第一号に掲げる者に該当するときは、第四十五条第一項第一号の金額は、同号及び同条第二項から第四項までの規定の例により算定した金額から、前条の金額は、同条の規定の例により算定した金額から、それぞれ第十二条第一項第一号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第四十五条の三第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第二項中「前二条」を「前三条」に、「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第三項中「前二条」を「前三条」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十五条の四中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、「同項第二号」の下に「第七条第二項第一号の期間に該当する期間が五年以上」とあるのは「第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により衛視等であつた期間に算入される期間が四年以上」と、「第十一号の二」とあるのは「第四十五条の二」と、「第十二条第二項」とあるのは「第四十五条の二の二(第四十五

より算定した金額より少ないときは、その額を前条第一項に規定する退職年金の額とする。

一 恩給更新組合員に対する第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金、新法附則第十三条の二第三項第一号の規定により算定した金額を十五で除して得た額に衛視等であつた期間の年数を乗じて得た金額

二 恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第二項の規定による退職年金、同条第三項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額

第四十五条の二の次に次の一項を加える。

(一時恩給の支給を受けた者の衛視等の退職年金の額に関する特例)

第四十五条の二の二 第四十五条第一項又は前条に規定する退職年金の額を計算する場合において、これらの規定に規定する恩給更新組合員が第十二条第一項第一号に掲げる者に該当するときは、第四十五条第一項第一号の金額は、同号及び同条第二項から第四項までの規定の例により算定した金額から、前条の金額は、同条の規定の例により算定した金額から、それぞれ第十二条第一項第一号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第四十五条の三第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第二項中「前二条」を「前三条」に、「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第三項中「前二条」を「前三条」に、「こえる」を「超える」に改める。

条の二の規定に係る部分に限る。」と、「第七条第一項第一号の期間の年数」とあるのは「昭和三十四年十月一日前の警察在職年の年数」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、同項第三号中」を加える。

第四十五條の五を次のように改める。

(衛視等の減額退職年金の額に関する特例)

第四十五条の五 新法附則第十三条の四の規定は、第四十五条から第四十五条の三までの規定により算定される退職年金に基づく減額退職年金の額の改定について準用する。

第四十六条第一項中「こえ」を「超え」に改め、

「とする。」との下に、「同条第二項中「恩給法の俸給年額」とあるのは、舊祝等の恩給法の俸給年額」と、同条第三項中「第一項第一号」とあるのは「第四十六条第三項において読み替えられたた第一項第一号」とを加え、「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に、「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

第四十七条第二項中「第八十八条第一項第三号」を「第八十八条第三号」に改める。

第四十七条の二第二項中「第三十二条の三」を「第三十一条の二第二項及び第三十二条の三」に改める。

第四十八条中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号に」「第三十一条中」を「第三十一条第一項中」に、「こえる」を「超える」に改め、「第四号の期間」との下に「同条第二項中」「次の各号」とあるのは「第一号」と、「組合員期間」とあるのは「監視等であつた期間」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、同項第一号中「第七条第一項第一号の期間」のうち第四十三条の規定により監視等であつた期間に算入される期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、同条第三項中「組合員期間」とあるのは「監視等であつた期間」とを加え、「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に、「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

第五十一条の二第四項第三号中「及び当該」を

「当該に改め、勤務していたもの」の下に「当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後地方の職員等となったもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるもの」を加え、「及び地方の施行法第七条第一項第四号の期間を」「地方の施行法第七条第一項第四号の期間その他政令で定める期間」に改める。

第五十一条の三第二項中「第四十四条第一項の下に」及び「第四十五条の四」を加える。

別表中「一、六七八〇〇圓を二、四四三、〇〇〇圓に、七五七、八〇〇圓を「九三四、〇〇〇圓に、五〇〇、八〇〇圓を「六一七、〇〇〇圓に改め、同表の備考三中「二万八千八百圓を「四万二千圓に、「九千六百圓を「二万三千圓に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

旧令による共済組合等からの年金受給者

のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二條の六」を「第二條の七」に改める。

第十三条第三項中「毎年少なくとも一回部下の」を「必要があると認めるときは、当該」に改める。

附
則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二條中國家公務員共濟組合法第八十六條の第二項の改正規定、同法第九十二條に一項を加える改正規定、同法第二百四條の第二項の改正規定、同法第二百六條の四の次に一條を加える改正規定、同法附則第三條

の次に一条を加える改正規定及び同法附則第十四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条、附則第十一条及び附則第十二条の規定 公布の日

二 第二条中國家公務員共済組合法第七十九條の二第四項の改正規定及び附則第三条第三項の規定 昭和四十九年十一月一日

（長期給付の給付額の算定の基礎となる俸給に
関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員

共済組合法（以下「改正後の法」という。）第四十二條第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた年金たる給付についても、同日の属する月以後の月分給として支給すべき給付の算定の基礎となる俸給について適用し、同日の属する月前の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる俸給については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる俸給につき改正後の法第四十二条第二項の規定により算定した俸給の額が第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下改正前の法)という。第四十二条第二項の規定により算定した俸給の額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第四十二条第二項の規定により算定した俸給とみなす。

3 施行日前に給付事由が生じた一時金たる給付
 (同日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死
 亡一時金で、同日前に退職した組合員に係るもの
 の)等において「施行日前退職に係る返還一時金
 (次項において「施行日前退職に係る返還一時金
 等」という。)を含む」の算定の基礎となる俸給に
 ついては、なお従前の例による。

4 第二項の規定は、
由が生じた長期給付（施行日前退職に係る返還
時金等を除く）の算定の基礎となる俸給につい
て準用する。
（退職年金等の額に関する経過措置）

第三條 改正後の法第七十六条第二項、第七十六条の二、第七十六条の三、第七十八条、第七十九条第三項から第六項まで、第八十二条から第八十二条の三まで、第八十三条第六項、第八十四条、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条から第八十八条の四まで、附則第十三条の二第三項から第五項まで、附則第十三条の三、附則第十三条の四、附則第十三条の六第一項及び第四項並びに附則第十三条の七第一項並びに第十三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。第十一條の二、第十二條第二項第十三條第一項から第三項まで、第十五條第一項、第十六條第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第二項、第二十六條第二項、第三十一條の二（同法第三十二條第二項において準用する場合を含む。同法第十一條の二及び改正後の法第八十八条の三の規定に係る部分に限る。）、第四十一條第三項、第四十一條の三、第四十五条の二、第四十五条の二の二（同法第四十五条の二の規定に係る部分に限る。）、第四十五条の三第一項から第三項まで、第四十五条の四、第四十五条の五、第四十七条の二第二項並びに第五十一條の三第二項の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3 改正後の法第七十九条の二第四項の規定は、昭和四十九年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

（廃疾年金と障害補償年金との調整に関する経過措置）

第四条 改正後の法第八十六条第二項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

第四十一条第三項、第四十一条の三、第四十五条の二、第四十五条の二の二（同法第四十五条の二の規定に係る部分に限る）、第四十五条の三第一項から第三項まで、第四十五条の四、第四十五条の五、第四十七条の二第二項並びに第五十一条の三第二項の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3 改正後の法第七十九条の二第四項の規定は、昭和四十九年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。（廃疾年金と障害補償年金との調整に関する経過措置）

第四条 改正後の法第八十六条第二項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第五條 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和四十九年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(任意継続組合員に関する経過措置)

第六條 改正後の法第百二十六条の五の規定は、附則第一条第一号に掲げる日以後に組合員の資格を喪失した者について適用する。

(外国政府職員期間等のある者に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際、現に国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。第二号第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十三条第一項の規定に係るもの(以下この項において「普通恩給等」という)を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の施行法(以下「改正前の施行法」という。第九号第四号の期間(同法第五十一条の二第四項第三号の期間を含む)で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百五十五号)以下この項において「改正後の法律第百五十五号」という。附則第四十二條の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項第一号に掲げる者を含む)をいう。以下この項において同じ。若しくは更新組合員であった者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十九年九月三十日において改正前の施行法第九條第四号(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む)以下この項において同じ)の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第二十九條(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む)の規定に係る遺族年金(同法第九條第四号の規定に係るものに限る)を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に

係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十二條及び改正後の施行法の規定にかかわらず、恩給法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十二條及び改正前の施行法の規定の例によるものとする。

(公務員等による死亡に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第八條 改正後の施行法第三十三條及び別表の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

(長期在職者等の退職年金等の額の最低保障)

第九條 組合員又は施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項各号に掲げる者及び同法第四十二條第一項に規定する恩給更新組合員を含む)が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る改正後の法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ)で次の各号に掲げるものについては、その額が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という)が当該退職年金を受ける最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の基礎となつた実在職の期間が九年以上のものである年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で改正後の法の規定による退職年金の額の基礎となつた実在職の期間が九年未満の年金(イに掲げる年金を除く) 二十四万二千二百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 十六万八千八百円

改正後の法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という)が当該退職年金を受ける最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の基礎となつた実在職の期間が九年以上のものである年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の基礎となつた実在職の期間が九年未満の年金(イに掲げる年金を除く) 二十四万二千二百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 十六万八千八百円

改正後の法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という)が退職年金の最短年金年限に達しているもの 十六万八千八百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という)が退職年金の最短年金年限に達しているもの 十二万六千六百円

ハ イ及びロ以外の年金 八万四千四百円

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者六十五歳未満の者に限る。が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

(年金額の自動的改定措置)

第十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により厚生年金保険法(昭和二十九法律第百五十五号)による年金たる保険給付の額を改定する措置が講じられる場合には、国家公務員共済組合法又は施行法の規定に基づく年金の額については、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参照して政令で定めるところにより改定する。

(政令への委任)

第十一條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、附則第七条に規定する更新組合員若しくは更新組合員であった者又はこれらの者の遺族が同条の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「組合員である者」の下に「その他の者で政令で定めるもの」を加え、「したならば同法第八十八条」を「したならば同法第七十条の規定による弔慰金、同法第八十八条若しくは第九十三条」に、「又は同法第九十三条の規定による遺族一時金を」若しくは遺族一時金又は同法第九十三条の二の規定による死亡一時金」に、「改正後の法第八十八条」を「改正後の法第七十条の規定による弔慰金、同法第八十八条」に、「遺族年金を」を「遺族年金又は同法第九十三条の規定による死亡一時金を」に、「第八十八条及び第九十三条」を「第七十条、第八十八条、第九十三条及び第九十三条の二」に改める。